

2. 株式会社日本政策金融公庫

1. 設立の経緯

株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）は、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号。以下「公庫法」という。）に基づき、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫及び国際協力銀行（国際金融等業務）の一切の権利及び義務について、国が承継する資産を除き承継し、平成20年10月1日に設立された。

この背景には政策金融改革があり、その経緯については、次のとおり。

「特殊法人等整理合理化計画」（閣議決定：平成13年12月19日）において、①民業補完、②政策コスト最小化、③機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととされ、「政策金融改革について」（経済財政諮問会議：平成14年12月13日）により、不良債権集中処理期間（平成16年度末まで）、あるべき姿に移行するための準備期間（平成17年度から平成19年度まで）を経て、政策金融機関は平成20年度以降速やかに新体制に移行すること等が決定された。

その後、「行政改革の重要方針」（閣議決定：平成17年12月24日）において、「政策金融改革の基本方針」（経済財政諮問会議：平成17年11月29日）及び「政策金融改革について」（政府・与党合意：平成17年11月29日）に基づき、政策金融の抜本的改革を行い、平成20年度から新体制に移行することとされた。

平成18年5月26日には、「行政改革の重要方針」に沿って作成された「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）が成立し、「政策金融改革に係る制度設計」（政策金融改革推進本部決定及び行政改革推進本部決定：平成18年6月27日）において、新政策金融機関の在り方等が示され、これらに基づき、公庫法が平成19年5月18日に成立し、平成20年10月1日に日本公庫が設立された。

日本公庫は、その目的を達成するため、公庫法その他法令により定められた業務については組織上、国内金融の業務を行う部門（国民生活事業、農林水産事業及び中小企業事業）及び危機対応等円滑化業務を行う部門に区分し、運営している。

- (1) 国民生活事業（国民一般向け業務）
- (2) 農林水産事業（農林水産業者向け業務）
- (3) 中小企業事業（中小企業者向け業務及び信用保険等業務）

- (4) 危機対応等円滑化業務（危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務）

2. 事業内容

日本公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨とし、国民一般（生活衛生関係営業者を含む。）、中小企業者及び農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うとともに、内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融を行うほか、当該必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われることを可能とし、もって国民生活の向上に寄与することを目的とした業務を行っている。

3. 組織・機構（令和6年3月末現在）

(1) 資本金等

資本金 11兆7,685億円
準備金 5兆2,841億円

(2) 本支店、海外駐在員事務所

本店1、支店152、海外駐在員事務所3

(3) 役員及び職員

役員は、総裁1名、副総裁1名、取締役14名及び監査役2名（この他、非常勤取締役2名及び非常勤監査役各3名。）、職員は令和6年度の予算定員において7,423名である。

(4) 貸付等実績（令和5年度実績）

国民生活事業	1兆5,972億円
農林水産事業	4,693億円
中小企業事業	1兆1,820億円（融資業務） 9兆5,551億円（保険引受額）
危機対応円滑化業務	貸付等実績なし
特定事業等促進円滑化業務	貸付等実績なし

(5) 総融資残高（令和6年3月末現在）

国民生活事業	11兆2,120億円
農林水産事業	3兆6,853億円
中小企業事業	7兆8,864億円（融資業務）
危機対応円滑化業務	3兆2,757億円
特定事業等促進円滑化業務	811億円

4. 各業務の概要

- (i) 国民一般向け業務

イ 沿革

当業務を行う国民生活事業の前身である国民生活金融公庫は、平成11年10月1日に国民金融公庫（昭和24年6月設立）と環境衛生金融公庫（昭和42年9月設立）の統合により、それぞれの既存の業務を承継し、国民経済の健全な発展及び公衆衛生その他の国民生活の向上に寄与する機関として設立された。

（イ）国民金融公庫の沿革

A 昭和24年6月～昭和31年3月

国民金融公庫は、広く国民大衆に小口の事業資金を融資する政府関係金融機関として昭和24年6月1日に設立された。当初は、庶民金融を担う唯一の公的機関として、自ら事業を営み生活の再建を図ろうとする国民の切実な資金需要にこたえることが期待され、「庶民金庫及び恩給金庫の業務を承継し、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とする国民大衆に対して、必要な事業資金の供給を行うこと」が、その目的とされた。

なお、庶民金庫は、庶民階層における金融の円滑化を図ることを目的として昭和13年7月1日に設立され、終戦当時の業務内容は、庶民を対象とした小口貸付業務と対金融機関業務の二つを中心として多岐にわたっていた。また、恩給金庫は、恩給受給者に金融の道を開き、生活の安定を図ることを目的として昭和13年6月25日に設立され、主な業務は、退職公務員、旧軍人やその遺族を対象とした恩給受給権を担保とする融資業務であった。これら両公庫は昭和24年6月1日には一切の業務を国民金融公庫に引き継ぎ、解散した。

草創期の国民金融公庫は、戦後の復興過程における民生安定のための事業資金の供給という役目を果してきたが、昭和26年6月に「国民金融公庫の拡充強化に関する決議」が第10回国会で採択されたことを契機として、国の中小企業施策においてそれまで以上に重要な役割を担うこととなった。

B 昭和31年4月～昭和49年3月

経済が飛躍的に拡大し、中小企業は著しい発展を遂げるなか、国民金融公庫は、民間金融の補完に努めつつ、中小企業の旺盛な資金需要にこたえとともに、昭和40年代には、生鮮食料品等小売業近代化貸付（「食品貸付」）（昭和43年6月）など特定の政策目標に沿った特別貸付制度や、「無担保・無保証」を特徴とする小規模企業向けの小企業等経営改善資金貸付（「経営改善貸付」）（昭和48年10月）を開始させるほか、輸出環境の悪化等に即応し緊急融資を実施（昭和46年10月、昭和48年3月）するなど、より多面的な補完機能を発揮した。

C 昭和49年4月～昭和61年3月

第一次石油危機の発生を契機として、中小企業が急速に変化する経営環境への適応を求められるなか、国

民金融公庫は、需要構造の変化に対応して特定設備資金貸付を開始（昭和53年4月）させるほか、社会的要請にこたえて従業員独立開業貸付（「独立開業貸付」）（昭和50年7月）等の特別貸付を創設するなど、新たな時代への対応を図る中小企業を支援した。

また、昭和54年1月には、民間の教育資金融資を補完する制度として進学資金貸付（「国の進学ローン」）を開始し、家庭における経済的負担の軽減と、教育の機会均等への貢献を図る政策の一翼を担った（平成3年9月には、入学時だけでなく在学中に必要な資金も対象に加えるなど従来の制度を大幅に改正し、教育資金貸付（「国の教育ローン」）へと衣替えした）。

D 昭和61年4月～平成11年9月

昭和60年代の大型景気のもとで中小企業の業況は著しく改善され、資金需要が大きく盛り上がるなか、国民金融公庫は、民間金融の補完に徹しつつ、中小企業の根強い資金需要に対応して、資金供給の円滑化に努めた。また、ニューサービスなど新たな業種、業態に対し積極的に対応するとともに、中小企業の経営基盤の強化といった特定の政策目的の実現のために、特別貸付制度の一層の充実を図った。

その後、平成2年に始まるバブル崩壊を契機として、日本経済は、長期にわたり停滞を強いられることとなったが、不況が深刻化し、中小企業を取り巻く環境が厳しさを増すなかで、国民金融公庫は、普通貸付の融資限度に別枠を設ける特別措置や中小企業運転資金円滑化特別貸付（「運転資金円滑化貸付」）等を実施し、環境変化への適応を図る中小企業を積極的に支援した。また、阪神・淡路大震災などの大規模な災害や緊急時には、国や地域の要請にこたえ機動的に災害貸付や緊急融資を実施した。

平成9年末以降いわゆる「貸し渋り」問題は、資金調達を主に間接金融に依存する中小企業に大きな打撃を与えた。この「貸し渋り」問題に対応して、国民金融公庫は、政府の経済対策を受け全支店に「中小企業特別相談窓口」を設置して融資手続きの迅速化に努めた。

その一方で、国民金融公庫の独自性を発揮した業務活動を推進するため、新たに総合研究所（平成3年6月）、新規開業支援室（平成8年3月）を設置し、情報提供サービスや創業支援態勢の充実を図った。

（ロ）環境衛生金融公庫の沿革

国民の日常生活に密接な関係のある生活衛生関係営業は、その多くが零細で生業的な経営形態であり、経営基盤が脆弱、不安定である。さらに、衛生面において厳しい規制が行われているにもかかわらず、経営近代化の遅れにより、衛生水準の維持・向上に支障を来すおそれがあった。

このため、昭和32年に「環境衛生関係営業の運営の

適正化に関する法律」が制定され、営業者の自主的活動による衛生施設の改善向上、健全化等を図ることとされた。

しかしながら、生活衛生関係営業者の自主的努力のみでは、近代化・合理化を期待することは自ずから限界があり、生活衛生関係営業の近代化・合理化を図るためには、特別の金融措置が必要であると認識されるに至った。

そこで、昭和41年5月に国民金融公庫に環境衛生貸付部を設け、環境衛生特別貸付を行うこととなったが、国民金融公庫が貸付を行う以上、国民金融公庫としては他の営業に対する融資条件との均衡を図る必要が生じるため、当該特別貸付で十分に賄うまでは至らなかった。

このため、特別の独立した金融機関を設け、独自の融資条件の下で、生活衛生関係営業に対する融資を行うことができる体制の確立の必要性が認識され、「環境衛生関係営業の特殊性に応じた融資を環境衛生行政に則して実施」するための専門の金融機関として、昭和42年9月2日に環境衛生金融公庫が設立された。

以来、環境衛生金融公庫は、時代の変化に即応しつつ、民間金融を補完し、必要な設備資金等を安定的に供給してきており、生活衛生関係営業にかかる金融政策の柱としてその役割を果たしてきた。

(ハ) 国民金融公庫と環境衛生金融公庫の統合以降

行政改革の一環として国民金融公庫や環境衛生金融公庫をはじめ特殊法人全体の見直しがすすめられ、特殊法人の業務のあり方をめぐる議論が活発化するなかで、平成7年2月には「特殊法人の整理合理化について」が閣議決定され、あらためて特殊法人すべての事業の役割を評価し、業務の縮小を含む事業の合理化・効率化を推進する方針が打ち出された。

そして、平成9年9月に閣議決定された「特殊法人等の整理合理化について」においては、「政策金融機関は、官民の役割分担を踏まえ、民間金融の補完に徹し、業務の減量化・重点化に努める」という方針のもと、国民金融公庫と環境衛生金融公庫については、「平成11年の通常国会において法律改正を行うことにより統合する」こととされた。

国民金融公庫と環境衛生金融公庫との統合を盛り込んだ「国民金融公庫法の一部を改正する法律（平成11年法律第56号）」は、平成11年2月の閣議決定を経て平成11年の第145回通常国会に提出され、同年5月に成立、公布（同年10月施行）をみた。これにより、両公庫の既存の業務を受け継ぐ新たな機関として、「国民生活金融公庫」が平成11年10月1日に設立された。

国民生活金融公庫の設立後も、時代のニーズに応じて、融資制度を創設・拡充させてきた。平成12年12月、

業況の一時的な悪化が見受けられる中小企業の資金繰りを支援する「緊急経営安定対応貸付（平成16年4月、「セーフティネット貸付」に改称）」を創設し、着実に推進することにより、セーフティネット機能を積極的に発揮してきた。

また、創業や第二創業（経営多角化、事業転換等）を支援する融資制度や担保や保証人の要件を緩和した融資制度を創設（平成13年7月「新創業融資制度」、平成15年1月「第三者保証人等を不要とする融資（平成26年2月「無担保融資特例制度」に改称）」、平成26年2月「経営者保証免除特例制度」）、拡充し、着実に推進してきた（令和6年4月に「新創業融資制度」及び「無担保融資特例制度」は廃止され、各貸付制度に定める範囲で無担保による貸付が可能となった。）。

ロ 目的及び業務内容

当業務は、公庫法第1条の目的を達成するため、同法第11条第1項第1号に基づき、次の業務を行うこととされている。

(イ) 普通貸付

独立して事業を遂行する意思を有し、かつ、適切な事業計画を持つ者で、当該事業の継続が可能であると見込まれるものに対する当該事業を遂行するために必要な小口の事業資金（（ハ）の資金等を除く。）の貸付である。

(ロ) 教育資金貸付

教育を受ける者又はその者の親族が、教育を受け、又は受けさせるために必要な小口の教育資金の貸付である。

(ハ) 生活衛生資金貸付

生活衛生関係営業者に対する、衛生水準を高めるため及び近代化を促進するために必要な資金等の貸付である。

(ニ) その他

当業務は前記のほか、「株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和29年法律第91号）」に基づく恩給等を担保とする事業資金及び消費資金の貸付並びに各種記名国債を担保とする事業資金の貸付を行っている。ただし、恩給等を担保とする事業資金及び消費資金の貸付については、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）」により、恩給法（大正12年法律第48号）等が規定する恩給たる年金を除き、令和4年4月1日に廃止された。

また、国民金融公庫創設以来政府借入金及び各都道府県委託による更生資金貸付（引揚者、戦災者その他生活困窮者に対する小口の事業資金貸付）を行っていたが、昭和44年1月以降その貸付を停止し、昭和47年度において貸付基金等の清算が行われ、昭和48年4

第1表 過去3ヵ年の貸付残高の推移

(単位 件、百万円)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度(上半期)
普 通 貸 付	件数	1,431,586	1,427,897	1,398,919	1,404,092
	金額	11,324,406	10,811,862	9,906,796	9,544,889
生活衛生資金貸付	件数	73,690	71,432	70,051	71,750
	金額	410,460	389,164	366,526	366,025
恩 給 担 保 貸 付	件数	9,997	5,323	2,330	1,274
	金額	2,848	1,271	479	259
記名国債担保貸付	件数	43	41	20	20
	金額	13	7	2	1
教 育 資 金 貸 付	件数	948,044	957,085	962,187	954,408
	金額	958,562	954,054	938,229	898,208
全 貸 付	件数	2,463,368	2,461,783	2,433,511	2,431,548
	金額	12,696,293	12,156,361	11,212,034	10,809,384

(注) 全貸付は保証履行口を含む。

月16日業務方法書の一部改正により同貸付は廃止された。

なおこのほかにも、例えば、独立行政法人福祉医療機構（昭和63年1月～年金福祉事業団、平成13年4月～社会福祉・医療事業団、平成15年10月～独立行政法人福祉医療機構）からの厚生年金等担保貸付にかかる受託業務を行っていたが、平成23年11月に業務委託契約を解除した。

ハ 現状

(イ) 業務の状況

令和4年度における我が国経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、緩やかな持ち直しが続いている一方で、世界的なエネルギー・食料価格の高騰等により依然として厳しい状況が続いていた。このような中、政府の「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日）」や「中小企業活性化パッケージNEXT（令和4年9月8日）」等を踏まえ、「セーフティネット貸付（物価高騰対策）」の金利引下げの実施や、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」等の継続により、厳しい経営環境に直面している事業者等への資金繰り支援に万全を期した。

令和5年度における我が国経済は、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類感染症に移行したことを受け、30年ぶりとなる高水準の賃上げや企業の高い投資意欲等、経済に前向きな動きが見られた。このような中、政府の「デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日）」等を踏まえ、コロナ禍において資金繰りに注力した段階から、事業者の実情に応じた経営改善・事業再生に取り組む新しい段階へと移行するべく、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」については金利引き下げ幅を縮小する一方、「新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸

付（新型コロナ対策資本金性劣後ローン）」の利用促進を図った。また、中小企業の賃上げ環境の整備のため、賃上げに取り組む事業者を対象とした融資制度を創設した。加えて、令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震の影響を受けた事業者からの融資相談や返済相談に対応するため、被災地域に特別相談窓口を設置するとともに、「令和6年能登半島地震特別貸付」を創設する等、被災事業者等の実情を踏まえた迅速かつきめ細やかな対応を行った。

(ロ) 資金及び貸付の状況

当業務の貸付金は、主として政府出資の資本金と政府からの借入金によって賄われている。資本金は、日本公庫が設立された平成20年10月1日時点では3,967億円、令和5年度末で、5兆7,906億円となっている。他方、政府からの借入金残高は、令和5年度末で、5兆5,435億円（財政融資資金より5兆4,122億円、一般会計より1,313億円）となっている。

総貸付残高は、令和5年度末で、243万3,511件、11兆2,120億円となっている。過去3ヵ年の貸付残高の推移は第1表のとおりである。

(ハ) 貸付制度

現在、当業務が行っている貸付は、中小企業・小規模事業者向けの「普通貸付」及び生活衛生関係営業者向けの「生活衛生資金貸付」、恩給等受給者向けの「恩給担保貸付」、記名国債受領者向けの「記名国債担保貸付」及び教育資金を必要とする者向けの「教育資金貸付」の五つに大別される。なお、当業務の貸付計画及び実績は、第2表のとおりである。

A 普通貸付

この貸付は当業務の中心をなすもので、中小企業・小規模事業者に対する事業資金の貸付である「一般貸付」、なかでも特に小規模な企業者に対する「小規模事業者経営改善資金貸付」、小企業の近代化、合理化

第2表 年度別貸付計画と実績

(単位 億円, %)

区 分	令和4年度				令和5年度				令和6年度			
	計画		実績		計画		実績		計画		9月末時点実績	
	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率	金額	増加率	金額	前年同期比増加率
貸付規模	58,960	▲54.8	18,570	▲23.0	47,490	▲19.5	15,972	▲14.0	27,660	▲41.8	7,524	▲5.5
普通貸付	55,430	▲55.7	16,655	▲24.5	44,180	▲20.3	14,208	▲14.7	24,700	▲44.1	6,840	▲6.8
うち、小規模事業者経営改善資金貸付	3,930	▲33.4	1,479	10.6	3,950	0.5	1,742	17.8	3,000	▲24.1	989	9.8
生活衛生資金貸付	1,720	▲50.6	494	▲21.0	1,500	▲12.8	436	▲11.7	1,150	▲23.3	328	46.0
うち、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付	74	▲29.5	23	31.6	72	▲2.7	27	22.0	55	▲23.6	14	0.9
恩給担保貸付	9	▲52.6	1	▲93.4	9	0.0	0	▲45.0	9	0.0	0	▲60.4
記名国債担保貸付	1	0.0	—	▲100.0	1	0.0	—	—	1	0.0	—	—
教育資金貸付	1,800	0.0	1,421	0.0	1,800	0.0	1,328	▲6.6	1,800	0.0	356	▲11.2

(注) 計画は当初計画である。

等の特定政策目的をもって行われている「特別貸付」、並びに、災害にかかる被災小企業者に対して、その復旧を促進するために、上記の貸付の各制度のなかで、必要な資金を貸付ける「災害貸付」がある。

(A) 一般貸付（普通貸付のうち小規模事業者経営改善資金貸付、特別貸付を除く貸付）

この貸付は、昭和24年の国民金融公庫設立当初「普通小口貸付」といわれたもので、戦後の疲弊した社会の再建のため、国民大衆向けの事業資金の融資を行う目的をもって、1世帯当たり5万円（連帯貸付50万円）と世帯単位の貸付を行っていた。しかし、昭和26年6月には1人当たり10万円以内というほぼ現在の貸付制度に近い体制が整えられた。その後、食料品製造業等の特定業種の貸付限度額の優遇措置（昭和26年12月～昭和39年2月）や法人貸付制度の新設（昭和29年12月～昭和39年2月）等が実施されたが、昭和39年2月に廃止され、貸付限度は全て200万円までとされた。

更に、物価水準の上昇、経済規模の拡大等を要因として、逐次、貸付限度が引き上げられ、現在の貸付限度は4,800万円となっている。

なお、貸付利率については、当初年12%であったが、金融情勢の変化等に対応して変更され、令和6年12月31日現在年2.50%（貸付期間5年・無担保・創業後税務申告2期以上の者の場合）となっている。

(B) 小規模事業者経営改善資金貸付

この貸付は、担保もなく、信用力も乏しい、小規模事業者（商業・サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）は従業員5人以下、製造業、その他の業種は20人以下）が、経営改善を図る際必要とする資金を商工会議所会頭等の推薦により、無担保かつ無保証のうえ低利で融資を行うものであり、昭和48年10月より実施された。

当初は、貸付限度100万円（運転資金50万円）、貸付期間2年、年利7.0%の貸付条件で行われたが、

その後、金融情勢の変化、物価水準の上昇等により、令和6年12月31日現在の貸付条件は、貸付限度が2,000万円、貸付期間が設備資金10年、運転資金7年、金利が年1.65%となっている。

(C) 特別貸付

この貸付は、昭和30年代以降の急激な経済社会環境の変化に伴い、中小企業・小規模事業者といえども近代化、合理化、産業安全の確保及び公害防止等の必要が生じ、これらが国民経済の発展、国民生活水準の向上に寄与するうえで重要であるとの配慮から特定の政策目的をもって創設された貸付であり、貸付条件等については、政策的に有利に配慮している。

なお、各特別貸付の内容は第3表のとおりである。

(D) 災害貸付

風水害、地震その他異常な自然現象又は大規模な火事、若しくは爆発等により被災した中小企業・小規模事業者に対して、その事業の復旧を促進し、被災地域の復興に資するため前記普通貸付の制度のなかで災害貸付を行っている。令和6年12月31日時点の貸付条件は、貸付期間が一般貸付にあつては原則10年以内、特別貸付にあつては各制度における貸付期間で、貸付利率は各制度における貸付利率（一般貸付・5年の場合1.65%）、貸付限度は一般貸付及び特別貸付の貸付限度額に1災害につき3,000万円を上乗せした額である。なお、特に、異例の災害（激甚災害）にかかる災害貸付については、貸付限度及び貸付利率について、その都度別に定めることになっている。

B 生活衛生資金貸付

この貸付は、生活衛生関係営業の衛生水準の向上及び経営の近代化、合理化の促進に寄与することを目的とするもので、生活衛生関係営業者の設備資金にかかる「一般貸付」、認定を受けた振興計画に基づく振興事業にかかる「振興事業貸付」、貸付限度の上乗せ等

ができる「特例貸付」、生活衛生関係営業における小規模事業者に対する無担保・無保証貸付である「生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付」、普通貸付におけるものと趣旨の「災害貸付」及び「特別貸付」がある。

(A) 一般貸付

振興計画認定組合の組合員以外の生活衛生関係業者に対する設備資金貸付である。

(B) 振興事業貸付

振興計画認定組合の組合員に対する設備資金貸付及び運転資金貸付である。

(C) 特例貸付

防災、環境対策、高齢者等の利用の円滑化及びその他特に政策的必要性から、施設又は設備等に要する資金に対して貸付条件の特例を設けた貸付である。なお、(A)～(C)についての制度内容は、第4表のとおりである。

(D) 生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付

生活衛生同業組合等が行う経営指導事業を金融面から補完し、経営指導事業の実効性を確保するため、小規模事業者（従業員5人以下（旅館業及び興行業営業は20人以下）が経営改善を行うのに必要な資金を無担保かつ無保証人で貸付を行うものである。

当初は、貸付限度100万円、貸付期間2年以内、年利7.0%の貸付条件で行われたが、その後、金融情勢の変化、物価水準の上昇等により、令和6年12月31日現在の貸付条件は、貸付限度2,000万円、貸付期間は設備資金10年、運転資金7年、年利1.65%となっている。

(E) 災害貸付

被災した生活衛生関係業者等に対し、営業の復旧・再開に資するため、生活衛生資金貸付の制度の中で災害貸付を行っている。貸付期間は、設備資金にあっては各制度における貸付期間、運転資金にあっては10年以内（ただし、各制度に定められた貸付期間が、この貸付期間より長い場合は、当該貸付期間を適用する。）、貸付利率は各制度における貸付利率を適用する。貸付限度額は、一般貸付、振興事業貸付（特例貸付を含む。）及び生活衛生特別貸付の貸付限度額に1災害につき3,000万円（生活衛生同業組合等は5,000万円）を上乗せした額である（令和6年12月31日現在）。

なお、異例の災害（激甚災害）にかかる取扱いは、普通貸付と同様である。

(F) 生活衛生特別貸付

普通貸付と同様に特定の政策目的を持って創設された貸付制度であるが、限定的な貸付対象、資金使途となっており、取扱期限が定められていることが

通例となっている。なお、各生活衛生特別貸付の制度内容は、第5表のとおりである。

C 恩給担保貸付

この貸付は「株式会社日本政策金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律」に定める恩給等の受給者に、その恩給等を担保として貸付を行うことを目的としている。

貸付条件は、貸付金額が担保とする恩給等の年額の3年分以内（最高250万円まで）、貸付利率年0.90%、貸付期間は4年以内となっている（令和6年12月31日現在）。

D 記名国債担保貸付

この貸付は、特別給付金国債、特別弔慰金国債及び引揚者特別交付金国債の受領者に対し、その国債を担保とした事業資金の貸付である。

貸付条件は、貸付利率年0.90%（貸付期間5年の場合）、貸付期間は貸付日から担保に徴した国債の最終償還日までの期間、貸付限度額はその国債により異なるが最高179万9千円以内となっている（令和6年12月31日現在）。

E 教育資金貸付

この貸付は、高校、大学等への入在学のために教育資金を必要とする者に教育資金の貸付を行うものであり、昭和54年1月に進学に際し必要な資金の貸付を行う進学資金貸付として実施された。

制度創設当初の貸付条件は、貸付金額が一世帯当たり50万円以内、貸付利率年7.1%、貸付期間は進学する学校の修業年限以内であったが、平成3年9月には、在学に必要な資金を対象に加え、名称も教育資金貸付に変更した。令和6年12月31日現在、貸付金額が1学生・生徒当たり350万円以内、貸付利率2.35%（ただし、交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭、世帯年収200万円以内又は子ども3人以上の世帯かつ世帯年収500万円以内の世帯は1.95%）、貸付期間は最長18年で取扱を行っている。

第3表 特 別 貸 付

貸付制度	開始時期	資金	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利 率 (注1)	貸付期間	据置期間
新企業育成貸付	S50.7	新規開業支援資金	新たに事業を始める者又は事業開始後おおむね7年以内の者(注2)	設備資金運 転資金	7,200万円 (運 転 資 金は4,800 万円)	年0.25～ 3.30%	(設)20年以内 (運)10年以内 (廃業歴等が あり創業に再 チャレンジす る場合は15年 以内)	5年以内
	H17.4	新事業活動 促進資金	経営多角化、事業転換などにより、第二創業などを図る者	設備資金運 転資金	7,200万円 (運 転 資 金は4,800 万円)	年0.75～ 3.30%	(設)20年以内 (運)7年以内	2年以内
セーフティ ネット貸付	H12.12	経営環境変化資金	売上が減少するなど業況が悪化している者	設備資金運 転資金	一般貸付 と合わせて 4,800万円 (令和 5年3月 31日ま では4,800 万円)	年1.10～ 3.10%	(設)15年以内 (運)8年以内	3年以内
		取引企業倒 産対応資金	取引企業などの倒産により、経営に困難を来している者	運転資金	別枠3,000 万円	年1.50～ 2.70%	8年以内	3年以内
企業活力強 化貸付	S43.6	企業活力強 化資金	卸売業、小売業、飲食サービス業又はサービス業等を営む方で、店舗の新築・増改築や機械設備の導入を行う者など	設備資金運 転資金	7,200万円 (運 転 資 金は4,800 万円)	年0.75～ 3.30%	(設)20年以内 (運)7年以内	2年以内
	H23.12	海外展開・ 事業再編資 金	海外展開及び海外展開事業の再編を図る者	設備資金運 転資金	7,200万円 (運 転 資 金は4,800 万円)	年0.75～ 3.30%	(設)20年以内 (運)7年以内	2年以内
	H27.2	ソーシャル ビジネス支 援資金	保育サービス事業、介護サービス事業等を営む者、社会的課題の解決を目的とする事業を営む者	設備資金運 転資金	別枠7,200 万円 (運 転 資 金は4,800 万円)	年0.85～ 3.30%	(設)20年以内 (運)7年以内	2年以内

制 度 一 覧（令和6年12月31日現在）

貸付制度	開始時期	資金	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利 率 (注1)	貸付期間	据置期間
企業活力強化貸付 (続)	H27.2	事業承継・集約・活性化支援資金	安定的な経営権の確保により事業の継続を図る者など	設備資金運 転資金	別枠7,200万円 (運 転 資 金は4,800万円)	年0.85～ 3.30%	(設)20年以内 (運)10年以内	5年以内
	H29.4	観光産業等生産性向上資金	観光産業の生産性向上に取り組む者	設備資金運 転資金	7,200万円 (運 転 資 金は4,800万円)	年1.10～ 2.90%	(設)20年以内 (運)7年以内	2年以内
環境・エネルギー対策貸付	S45.4	環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備や省エネルギー効果の高い設備を導入する方又は環境対策の促進を図る者	設備資金運 転資金	7,200万円 (運 転 資 金は4,800万円)	年0.75～ 3.30%	(設)20年以内 (運)7年以内	2年以内
企業再生貸付	H16.4	企業再建資金	中小企業活性化協議会(旧：中小企業再生支援協議会を含みます。)の関与などにより企業の再建を図る者	設備資金運 転資金	別枠7,200万円 (運 転 資 金は4,800万円)	年0.75～ 3.30%	(設)20年以内 (運)15年以内 (金融機関の要請に基づく場合は20年以内)	2年以内

(注1) 返済期間、担保の有無等によって異なる。

(注2) 創業する東日本大震災の被災者又は東日本大震災の被災地で創業する者が必要とする資金は、利率低減措置等が適用される。

東日本大震災復興特別貸付

	開始時期	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利 率 (注2)	貸付期間 (注2)	据置期間
東日本大震災復興特別貸付	H23.5	【震災直接被害関連】 ①岩手県及び宮城県の沿岸部並びに福島県に事業所を有し事業活動を行う者であって、東日本大震災の地震・津波により直接被害を受けた者 ②原子力発電所の事故に関する警戒区域等(注1)に事業所を有する者	①から③までに掲げる者が、被災によって生じた損害を復旧するために必要とする設備資金及び運転資金	各貸付制度の貸付限度額に6,000万円を加えた額	年0.25～ 2.35%	(設)20年以内 (運)15年以内	5年以内
		【震災間接被害関連】 ③福島県に事業所を有し事業活動を行う者であって、①又は②の者と取引のある者			年0.25～ 2.35%	(設)20年以内 (運)15年以内	3年以内
		【震災セーフティネット関連】 ④福島県に事業所を有し事業活動を行う者であって、その他東日本大震災により売上等が減少し、資金繰りに支障を来している者又は支障を来すおそれのある者(風評被害等による影響を含む。)であり、かつ、中長期的に業況の回復が見込まれる者	④に掲げる者が、災害に伴う社会的要因により必要とする設備資金及び運転資金	別枠4,800万円	年1.00～ 3.10%	(設)15年以内 (運)8年以内	3年以内

(注1) 警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域をいう(当該区域として公示されたことのある区域を含む。)

(注2) 適用する貸付制度に定める貸付条件が、東日本大震災復興特別貸付に掲げる条件より有利である場合は、当該貸付条件を適用する。

第3表 特 別 貸 付

新型コロナウイルス感染症特別貸付

	開始 時期	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利 率	貸付期間	据置期間
新型コロナウイルス感染症特別貸付	R2.3	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している者であって、次のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる者 ①最近1ヵ月の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前6年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している者 ②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が次のいずれかと比較して5%以上減少している者 (1) 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高 (2) 令和元年12月の売上高 (3) 令和元年10月から12月の平均売上高 ③債務負担が重くなっている者	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする運転資金	別枠8,000万円	年1.65%～2.35%	20年以内	5年以内

新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付

	開始 時期	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利 率	貸付期間	償還方法
新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付	R2.8	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者であって、次のいずれかに該当する者 ①J-Startupプログラムに選定された者又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合による出資（転換社債、新株引受権付社債、新株予約権及び新株予約権付社債等の取得を含む。）を受けて事業の成長を図る者 ②中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会を含む。）の関与のもとで事業の再生を行う者又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合の関与のもとで事業の再生を行う者 ③①及び②に該当しない者であって、事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている者（民間金融機関等からの協調支援を希望しない者等である場合には、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業計画書を策定する者を含む。）	事業を行うために必要な設備資金及び運転資金	別枠7,200万円	年0.50～2.95%	5年1ヵ月、7年、10年、15年又は20年	期限一括償還（利息は毎月払）

制 度 一 覧（令和6年12月31日現在）（続）

令和2年7月豪雨特別貸付

	開始時期	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利 率	貸付期間	据置期間
令和2年7月豪雨特別貸付	R2.8	【直接被害関連】 ①令和2年7月豪雨による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内（注1）に事業所を有し、かつ、当該事業所が令和2年7月豪雨により直接の被害を受けた者	①及び②に掲げる者が、被災によって生じた損害を復旧するために必要とする設備資金及び運転資金	各貸付制度の貸付限度額に6,000万円を加えた額	年0.75～ 2.35%	（設）20年以内 （運）15年以内 （注2）	5年以内
		【間接被害関連】 ②①（大企業を含む。）の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた者			年1.65～ 2.35%	（設）20年以内 （運）15年以内 （注2）	5年以内
		【その他被害者関連】 ③令和2年7月豪雨に起因する社会的要因による一時的な業況悪化により資金繰りに支障を来している又は支障を来すおそれがあり、かつ、中長期的に業況の回復が見込まれる者	③に掲げる者が、災害に伴う社会的要因により必要とする設備資金及び運転資金	別枠4,800万円	年1.50～ 3.10%	（設）20年以内 （運）15年以内	5年以内

（注1）山形県、長野県、岐阜県、鳥根県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県及び鹿児島県をいう。

（注2）適用する貸付制度に定める貸付期間が、令和2年7月豪雨特別貸付に掲げる貸付期間より長期である場合は、当該貸付条件を適用する。

挑戦支援資本強化特別貸付

	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利率	貸付期間
挑戦支援資本強化特別貸付	創業・新事業展開・事業再生・海外展開・事業承継・ソーシャルビジネス等に取り組む者であって、技術力の高い事業などに取り組むなど一定の要件に該当するもの	事業を行うために必要な設備資金及び運転資金	別枠7,200万円 ただし、挑戦支援融資制度及び挑戦支援資本強化特例制度を適用した既往貸付の残高を含む。	年0.50～ 4.65%	5年1ヵ月以上20年以内 （期限一括償還）

令和6年能登半島地震特別貸付

	開始時期	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利 率	貸付期間	据置期間
令和6年能登半島地震特別貸付	R6.1	【直接被害関連】 ①令和6年能登半島地震等（注1）による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内（注2）に事業所を有し、かつ、当該事業所が令和6年能登半島地震等により直接の被害を受けた者	①及び②に掲げる者が、被災によって生じた損害を復旧するために必要とする設備資金及び運転資金	各貸付制度の貸付限度額に6,000万円を加えた額	年0.75～ 2.35%	（設）20年以内 （運）15年以内 （注3）	5年以内
		【間接被害関連】 ②①（大企業を含む。）の事業活動に依存し、間接的に被害を受けた者			年1.65～ 2.35%	（設）20年以内 （運）15年以内 （注3）	5年以内
		【その他被害者関連】 ③令和6年能登半島地震等に起因する社会的要因による一時的な業況悪化により資金繰りに支障を来している又は支障を来すおそれがあり、かつ、中長期的に業況の回復が見込まれる者	③に掲げる者が、災害に伴う社会的要因により必要とする設備資金及び運転資金	別枠4,800万円	年1.50～ 3.10%	（設）20年以内 （運）15年以内	5年以内

（注1）「令和6年能登半島地震等」とは、「令和6年能登半島地震による災害」及び「低気圧と前線による大雨に伴う災害」をいう。

（注2）「令和6年能登半島地震による災害」は、新潟県、富山県、石川県または福井県をいう。「低気圧と前線による大雨に伴う災害」は、石川県をいう。

（注3）適用する貸付制度に定める貸付期間が、令和6年能登半島地震特別貸付に掲げる貸付期間より長期である場合は、当該貸付条件を適用する。

第3表 特 別 貸 付

設備資金貸付利率特例制度（東日本版）

	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利 率	貸付期間	据置期間
設備資金貸付利率特例制度（東日本版）	次の貸付制度で設備資金を利用する者であって、福島復興再生特別措置法に定める避難指示・解除区域が所在した市町村において、雇用の維持又は拡大を伴う設備投資を行う者 1 一般貸付 2 特別貸付（注1） 3 経営改善貸付（注2） 4 生活衛生貸付（生活衛生改善貸付を含む）（注3） 5 東日本大震災復興特別貸付	設備資金	各貸付制度に定められた貸付限度額	各貸付制度に定められた利率－0.5%	各貸付制度に定められた貸付期間内	各貸付制度に定められた据置期間内

（注1）災害貸付、挑戦支援資本強化特別貸付、海外展開・事業再編資金、新型コロナウイルス感染症特別貸付、新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付、令和2年7月豪雨特別貸付、令和6年能登半島地震特別貸付及び賃上げ貸付利率特例制度を適用した貸付は対象とならない。

（注2）新型コロナ関連、令和2年7月豪雨関連及び令和6年能登半島地震関連の経営改善貸付は対象とならない。

（注3）災害貸付、生活衛生関係営業挑戦支援資本強化特別貸付、生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付、生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付、生活衛生関係営業令和2年7月豪雨特別貸付、生活衛生関係営業令和6年能登半島地震特別貸付、生活衛生改善貸付（東日本大震災関連、新型コロナ関連、令和2年7月豪雨関連、令和6年能登半島地震関連に限る。）及び賃上げ貸付利率特例制度を適用した貸付は対象とならない。

創業支援貸付利率特例制度

	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利 率	貸付期間	据置期間
創業支援貸付利率特例制度	新たに事業を始める者又は事業開始後で税務申告を2期終えていない者（注）	各貸付制度に定められた資金使途	各貸付制度に定められた貸付限度額	各貸付制度に定められた利率－0.65%（雇用の拡大を図る場合は、各貸付制度に定められた利率-0.9%）	各貸付制度に定められた貸付期間内	各貸付制度に定められた据置期間内

（注）小規模事業者経営改善資金貸付、生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付、挑戦支援資本強化特別貸付（生活衛生関係営業挑戦支援資本強化特別貸付を含む。）、セーフティネット貸付（生活衛生関係営業セーフティネット貸付を含む。）、企業再生貸付（生活衛生関係営業企業再生貸付を含む。）、生活衛生資金貸付（環境対策等関連施設貸付及び健康・福祉増進関連事業施設貸付に限る。）、新型コロナウイルス感染症特別貸付（生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付を含む。）、新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付を含む。）、記名国債担保貸付、令和2年7月豪雨特別貸付（その他危機被害者に限る。）、（生活衛生関係営業令和2年7月豪雨特別貸付を含む。）又は令和6年能登半島地震特別貸付（その他危機被害者に限る。）、（生活衛生関係営業令和6年能登半島地震特別貸付を含む。）を適用する場合は、対象とならない。

制 度 一 覧（令和6年12月31日現在）（続）

賃上げ貸付利率特例制度

	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利 率	貸付期間	据置期間
賃上げ貸付利率特例制度	新たに事業を開始後3ヵ月以上の事業者であって、雇用者給与等支給額（注1）の総額が最近の決算期と比較して2.5%以上増加する見込みがある者（注2）（注3）	各貸付制度に定められた資金使途	各貸付制度に定められた貸付限度額	各貸付制度に定められた利率－0.5%（当初2年間）	各貸付制度に定められた貸付期間内	各貸付制度に定められた据置期間内

（注1）雇用者に対する給与等の支給額のことをいう。雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇い労働者も含めるが、法人の役員および個人事業主の家族従業員は含めない。

（注2）最近の決算期において既に増加している方を含み、最近の決算期において雇用者給与等支給額の支出がない方を除く。

（注3）災害貸付、挑戦支援資本強化特別貸付（生活衛生関係営業挑戦支援資本強化特別貸付を含む。）、新型コロナウイルス感染症特別貸付（生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付を含む。）、新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付（生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付を含む。）、東日本大震災復興特別貸付（生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付を含む。）、新規開業資金（東日本大震災関連）（生活衛生関係営業新企業育成資金（東日本大震災関連）を含む。）、令和2年7月豪雨特別貸付（生活衛生関係営業令和2年7月豪雨特別貸付を含む。）、令和6年能登半島地震特別貸付（生活衛生関係営業令和6年能登半島地震特別貸付を含む。）、経営改善貸付（東日本大震災関連、新型コロナ関連、令和2年7月豪雨関連、令和6年能登半島地震関連に限る。）、生活衛生改善貸付（東日本大震災関連、新型コロナ関連、令和2年7月豪雨関連、令和6年能登半島地震関連に限る。）、記名国債担保貸付又は設備資金貸付利率特例制度を適用した貸付は対象とならない。

経営者保証免除特例制度

	貸付対象者	資金使途	貸付限度	利率	貸付期間	据置期間
経営者保証免除特例制度	経営者の保証を不要とする貸付を希望する者であって、一定の要件に該当する者	設備資金運転資金	各貸付制度に定められた貸付限度額	各貸付制度に定められた利率～各貸付制度に定められた利率＋0.3%	各貸付制度に定めた貸付期間内	各貸付制度に定められた据置期間内

第4表 生 活 衛 生 資 金

(1) 一般貸付

業 種	貸 付 限 度	貸 付 期 間	利 率 (注3)
飲 食 店 営 業 喫 茶 店 営 業 食 肉 販 売 業 食 鳥 肉 販 売 業 氷 雪 販 売 業 理 容 業 美 容 業 浴場業（その他公衆浴場業）（注1）	7,200万円	13年以内 ただし、従業員宿舍設置 資金は15年以内、太陽光 発電設備及び風力発電設 備で特に必要な場合は20 年以内（注4）	年0.75～3.10%
ク リ ー ニ ン グ 業（注2）	1 億2,000万円		
興 行 場 営 業 浴 場 業（サウナ営業）	2 億円		
旅 館 業	4 億円		
浴 場 業（一般公衆浴場業）	3 億円 （2施設以上の場合4億8,000万円） 借地更新・買取資金の場合 （別枠）1 億5,000万円	30年以内	年0.75～3.70%
理 容 師 ・ 美 容 師 養 成 施 設	7,200万円	18年以内（新設は20年以内）	年1.50～3.30%

（注1）その他公衆浴場業にかかる資金使途は、生活衛生関係営業業東日本大震災復興特別貸付（震災直接被害関連に限る。）、生活衛生関係営業令和2年7月豪雨特別貸付（直接被害者に限る。）及び生活衛生関係営業令和6年能登半島地震特別貸付（直接被害者に限る。）に限る。

（注2）クリーニング取次業に業態転換した者のうち、一定の要件に該当するものも対象とする。ただし、貸付限度は4,800万円。

（注3）返済期間、担保の有無等によって異なる。

（注4）太陽光発電設備及び風力発電設備で、13年を超える貸付期間を適用するものにあつては、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第3条第1項において定められた各設備の調達期間内に限る。

(2) 振興事業貸付

業 種	貸 付 限 度	貸 付 期 間	利 率 (注2)(注3)
〔設備資金〕			
飲 食 店 営 業 喫 茶 店 営 業 食 肉 販 売 業 食 鳥 肉 販 売 業 氷 雪 販 売 業 理 容 業 美 容 業	1 億5,000万円	20年以内 ただし、訪日外国人旅行者対 応に必要な資金のうち、店舗 の新設及び増改築にかかるも のについては、30年以内	年0.60～3.30%
ク リ ー ニ ン グ 業（注1）	3 億円		
興 行 場 営 業 旅 館 業	7 億2,000万円		
浴場業（一般公衆浴場業）	1 億5,000万円 （一般貸付とは別枠）		
〔運転資金〕			
上 記 の 業 種（注1）	5,700万円	7 年以内	年0.85～2.60%

（注1）クリーニング取次業に業態転換した者のうち、一定の要件に該当するものも対象とする。ただし貸付限度は4,800万円。

（注2）返済期間、担保の有無等によって異なる。

（注3）振興事業促進支援融資制度を適用する場合は、各利率から0.15%引下げ（ただし、生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う者が必要とする資金の場合は、各利率から0.30%引下げ）（振興特別設備、衛生設備及び振興運転資金に限る。）。

貸 付 制 度 一 覧（令和6年12月31日現在）

(3) 特例貸付

区 分		業 種	上乗せ限度額又は 貸付限度額	貸 付 期 間	利 率 (注2)(注3)
(防災・環境対策関連貸付 環境対策関連資金)	消 防 関 連	全業種（注1）	(上乗せ限度額) 設備資金と運転資金に ついて、それぞれ3,000 万円	設備資金 20年以内 ただし、一般公衆浴場業にか かるものは30年以内	年0.75～2.65%
	アスベスト対策関連			設備資金 20年以内 ただし、一般公衆浴場業にか かるものは30年以内 運転資金 7年以内	
新企業育成・事業安定等貸付 (生活衛生関係営業新企業育成資金)		全業種（注1）	(貸付限度額) 一般貸付又は振興事業 貸付の貸付限度額	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内	年0.75～3.30%
新企業育成・事業安定等貸付 (生活衛生関係営業事業承 継・集約・活性化支援資金)		全業種（注1）	(貸付限度額) 一般貸付又は振興事業 貸付の貸付限度額	設備資金 20年以内 運転資金 10年以内	年0.75～3.30%
健 康 ・ 福 祉 増 進 貸 付 (福 祉 増 進 資 金)		全業種（注1）	(上乗せ限度額) 3,000万円	20年以内 ただし、一般公衆浴場業にか かるものは30年以内	年0.75～3.70%

(注1) その他公衆浴場業を除く。

(注2) 返済期間、担保の有無等によって異なる。

(注3) 振興事業促進支援融資制度を適用する場合は、各利率から0.15%引下げ（生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う者が必要とする資金の場合は、各利率から0.30%引下げ）（一部の制度を除く。）。

第5表 特 別 貸 付 制 度 一 覧

貸付制度	開 始 時 期	貸付対象者	資金使途	貸付条件		
				貸付限度	貸付期間	利率（注）
衛生環境激変 対策特別貸付	H10.4	生活衛生関係営業者であって、感染症又は食中毒の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来しており、かつ、所定の要件に該当する者	衛生水準の維持向上に著しい支障を来している生活衛生関係営業者の経営を安定させるために必要な運転資金	衛生環境の激変事由ごとに別枠1,000万円	15年以内	年0.75～ 3.10%
生活衛生関係 営業セーフ ティネット貸 付	H12.12	[経営環境変化資金] 振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者であって、社会的、経済的環境の変化等外的要因により売上の減少等所定の要件に該当する経営状況になっており、中長期的には業況が回復し発展することが見込まれる者	経営基盤の強化を図るために必要とする運転資金	振興運転資金と合わせて5,700万円（令和7年3月31日までは振興運転資金と別に5,700万円）	8年以内	年1.10～ 2.70%
生活衛生関係 営業企業再生 貸付	H31.4	[生活衛生関係営業企業再生資金] 振興計画に基づく事業を実施している生活衛生関係営業者であって、経営改善、経営再建等に取り組む必要が生じており、所定の要件に該当する者	企業の再建を図る上で必要となる運転資金	5,700万円（振興運転資金及び経営環境変化資金（生活衛生関係営業セーフティネット貸付）とは別枠）	15年以内 （ただし、金融機関等の要請に基づく場合は20年以内）	年1.10～ 2.90%

（注）返済期間、担保の有無等によって異なる。

貸付制度	開 始 時 期	貸付対象者	資金使途	貸付条件		
				貸付限度	貸付期間	利 率
生活衛生関係 営業東日本大 震災復興特別 貸付	H23.5	[震災直接被害関連] ①岩手県及び宮城県の沿岸部並びに福島県に事業所を有し事業活動を行う者であって、東日本大震災の地震・津波により直接被害を受けた者 ②原子力発電所の事故に関する警戒区域等（注1）に事業所を有する者	・①から③までに掲げる者が、災害復旧等により必要とする設備資金及び運転資金 ・生活衛生同業組合等が、生活衛生関係営業者の災害の復旧に必要な共同購入運転資金	各貸付制度の貸付限度に6,000万円を加えた額（注2）	設備資金 20年以内 運転資金 15年以内 （注3）	年0.25～ 2.75%
		[震災間接被害関連] ③福島県に事業所を有し事業活動を行う者であって、①又は②の者と取引のある者				
		[震災セーフティネット関連] ④福島県に事業所を有し事業活動を行う者であって、その他東日本大震災により売上等が減少し、資金繰りに支障を来している者又は支障を来すおそれのある者（風評被害等による影響を含む。）であり、かつ、中長期的にみて業況の回復が見込まれる者	④に掲げる者が、災害に伴う社会的要因等により必要とする運転資金	別枠5,700万円（振興運転資金、生活衛生関係営業企業再生貸付及び経営環境変化資金（生活衛生関係営業セーフティネット貸付）とは別枠）	運転資金 8年以内	年1.00～ 2.70%

（注1）警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域をいう（当該区域として公示されたことがある区域を含む。）。

（注2）生活衛生同業組合等にあつては5,000万円

（注3）適用する貸付制度に定める貸付条件が、生活衛生関係営業東日本大震災復興特別貸付に掲げる条件より有利である場合は、当該貸付条件を適用する。

(生 活 衛 生 資 金 貸 付) (令和6年12月31日現在)

貸付制度	開始時期	貸付対象者	資金使途	貸付条件		
				貸付限度	貸付期間	利 率
生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付	R2.3	生活衛生関係の事業を営む者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来している者であって、次のいずれかに該当し、かつ中長期的に業況が回復し、発展することが見込まれる者 ①最近1ヵ月間の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前6年いずれかの年の同期と比較して5%以上減少している者 ②業歴3ヵ月以上1年1ヵ月未満の場合等は、最近1ヵ月の売上高又は過去6ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高（業歴6ヵ月未満の場合は、開業から最近1ヵ月までの平均売上高）が次のいずれかと比較して5%以上減少している者 (1) 過去3ヵ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高 (2) 令和元年12月の売上高 (3) 令和元年10月から12月の平均売上高 ③債務負担が重くなっている者	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする運転資金（注）	別枠8,000万円	20年以内	1.65～2.35%

（注）振興計画認定組合の組合員以外の者は、既存融資の借換を含む場合に限る。

第5表 特 別 貸 付 制 度 一 覧

貸付制度	開始時期	貸付対象者	資金使途	貸付条件		
				貸付限度	貸付期間 (注1)	利 率
生活衛生関係 営業新型コロナウイルス感染症対策挑戦 支援資本強化 特別貸付	R2.8	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生活衛生関係営業業者であって、次のいずれかに該当する者 ①J-Startupプログラムに選定された者又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合による出資（転換社債、新株引受権付社債、新株予約権及び新株予約権付社債等の取得を含む。）を受けて事業の成長を図る者 ②中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会を含む。）の関与のもとで事業の再生を行う者又は独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合の関与のもとで事業の再生を行う者 ③①及び②に該当しない者であって、事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築されている者（民間金融機関等からの協調支援を希望しない者等である場合には、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関の支援を受けて事業計画書を策定する者を含む。）	事業を行うために必要な設備資金及び運転資金	別枠7,200万円	5年1ヵ月、7年、10年、15年又は20年（期限一括償還）	0.50～ 2.95%

貸付制度	開始時期	貸付対象者	資金使途	貸付条件		
				貸付限度	貸付期間	利 率 (注1)
生活衛生関係 営業令和2年 7月豪雨特別 貸付	R2.8	〔直接被害者〕 ①令和2年7月豪雨による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内（注2）に事業所を有し、かつ、当該事業所が同災害により直接の被害を受けた者	・①及び②に掲げる者が、災害復旧等により必要とする設備資金及び運転資金 ・生活衛生同業組合等が、生活衛生関係営業業者の災害の復旧に必要な共同購入運転資金	各貸付制度の貸付限度に6,000万円を加えた額（注3）	設備資金20年以内 運転資金15年以内（注4）	年0.60～ 2.75%
		〔間接被害者〕 ②①の者と取引のある者				年0.60～ 2.75%
		〔その他被害者〕 ③令和2年7月豪雨に起因する社会的要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれのある者であって、中長期的には業況の回復が見込まれる者	③に掲げる者が、災害に伴う社会的要因等により必要とする運転資金	別枠5,700万円（振興運転資金、生活衛生関係営業企業再生貸付及び経営環境変化資金（生活衛生関係営業セーフティネット貸付）とは別枠）	運転資金15年以内	年1.50～ 3.10%

（注1）振興事業促進支援融資制度を適用する場合は、各利率から0.15%引下げ（生産性向上に資する計画に基づく取組を行う者が必要とする資金の場合は、各利率から0.30%引下げ）（一部の制度を除く。）。

（注2）山形県、長野県、岐阜県、鳥取県、福岡県、佐賀県、大分県、熊本県及び鹿児島県をいう。

（注3）生活衛生同業組合等にあつては5,000万円

（注4）適用する貸付制度に定める貸付期間が、生活衛生関係営業令和2年7月豪雨特別貸付に掲げる貸付期間より長期である場合は、当該貸付条件を適用する。

(生 活 衛 生 資 金 貸 付) (令和6年12月31日現在) (続)

貸付制度	開始時期	貸付対象者	資金使途	貸付条件		
				貸付限度	貸付期間 (注1)	利 率
生活衛生関係 営業挑戦支援 資本強化特別 貸付	R4.4	創業・事業再生等に取り組む者 であって、技術力の高い事業な どに取り組むなど一定の要件に 該当するもの	事業を行うために必要 な設備資金及び運転資 金	別枠7,200万円 ただし、挑戦支 援融資制度及び 挑戦支援資本強 化特例制度を適 用した既往貸付 の残高を含む。	5年1ヵ 月以上20 年以内 (期限一 括償還)	0.50～ 4.65%

貸付制度	開始時期	貸付対象者	資金使途	貸付条件		
				貸付限度	貸付期間	利 率 (注1)
生活衛生関係 営業令和6年 能登半島地震 特別貸付	R6.1	[直接被害者] ①令和6年能登半島地震等(注 2)による災害救助法の適用 を受けた地域の属する都道府 県内(注3)に事業所を有 し、かつ、当該事業所が同災 害により直接の被害を受けた 者 ②令和6年能登半島地震等(注 2)に伴う停電等(断水等の インフラ断絶を含む。)によ り、在庫品又は生産・営業設 備に直接の被害を受けた者 (在庫品等の被害が確認でき ず、停電等に伴う営業停止・ 風評被害による売上減少のみ の者を除く。)	・①、②及び③に掲げ る者が、災害復旧等 により必要とする設 備資金及び運転資金 ・生活衛生同業組合等 が、生活衛生関係営 業者の災害の復旧に 必要な共同購入運転 資金	各貸付制度の貸 付限度に6,000 万円を加えた額 (注4)	設備資金 20年以内 運転資金 15年以内 (注5)	年0.60～ 2.75%
		[間接被害者] ③①又は②の者と取引のある者				年0.60～ 2.75%
		[その他被害者] ④令和6年能登半島地震等(注 2)に起因する社会的な要因 による一時的な業況悪化によ り資金繰りに著しい支障を来 している又は来すおそれのあ る者であって、中長期的には 業況の回復が見込まれる者	④に掲げる者が、災害 に伴う社会的要因等によ り必要とする運転資 金	別枠5,700万円 (振興運転資金、 生活衛生関係営 業企業再生貸付 及び経営環境変 化資金(生活衛 生関係営業セー フティネット貸 付)とは別枠)	運転資金 15年以内	年1.50～ 3.10%

(注1) 振興事業促進支援融資制度を適用する場合は、各利率から0.15%引下げ(生産性向上に資する計画に基づく取組みを行う者が必要とする資金の場合は、各利率から0.30%引下げ)(一部の制度を除く。)

(注2) 「令和6年能登半島地震等」とは、「令和6年能登半島地震による災害」及び「低気圧と前線による大雨に伴う災害」をいう。

(注3) 「令和6年能登半島地震による災害」は、新潟県、富山県、石川県及び福井県をいう。「低気圧と前線による大雨に伴う災害」は、石川県をいう。

(注4) 生活衛生同業組合等にあつては5,000万円

(注5) 適用する貸付制度に定める貸付期間が、生活衛生関係営業令和6年能登半島地震特別貸付に掲げる貸付期間より長期である場合は、当該貸付条件を適用する。

(ii) 農林水産業者向け業務

イ 沿革

当業務を行う農林水産事業の前身である農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法（昭和27年法律第355号）により、農林漁業者等に対し、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利で、農林中央金庫その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的として、昭和28年4月1日に設立された。

終戦直後の農林金融は、農地改革の実施によって農地担保による長期金融の途が事実上消滅したことに加えて、激しいインフレーションの進行が長期金融債の発行による特殊銀行の資金調達を困難にさせたことや占領軍の指令により戦前導入されていた預金部資金による金融債の引受けが中断されたこともあって、農業部門以外からの制度的な長期資金の供給は行われず、農村の資金事情は著しく窮迫した。

この間にあって農業部門に対する外部からの長期資金の供給は、昭和23年1月に制定された開拓者資金融通制度及び同年9月閣議決定をみた「農林漁業復興金融に関する暫定措置」に基づく復興金融措置、さらに対日援助見返資資金融通制度（昭和24年4月）を通じて細々と行われていたにすぎない。

他方、農村における資金事情の窮迫は、昭和23年に入って一層激化し、農協系統金融機関は農家の営農資金の供給にも事欠く状況であった。このような事情に対処して、昭和23年4月に、農協等の振出す農業手形を日銀の担保適格手形として優遇することによって、円滑な営農資金の供給体制を確保するための農業手形制度が創設された。

この時期における、これら制度金融は、食糧増産、失業人口の収容のための緊急開拓の推進、あるいは、農協及び農家の資金不足をカバーするための応急措置的なものであって、農政全般にわたる、一定の農政目標を達成するための政策手段としての性格は希薄であった。

その後、農地改革によって創設された自作農が、ようやく小農的な生産力の発展をみせはじめ、これに対応して、農政は土地改良事業の拡大、強化等による食糧増産政策を積極的に推進したので、これらの事業の実施に伴う農家の受益者負担も急速に増大した。

しかるに、昭和25年6月の朝鮮動乱による特需景気で設備投資が急増し、大量の資金を必要としたことに伴い、昭和25年12月から、国庫による金融債の引受けが行われることになり、農協系統金融機関もこれを契機に、安定した農林債券の発行によって資金の調達を行い、これを中長期資金として貸し出すこととしたが、資金需要に応えるにははなだ不十分であり、しかも農林漁業が必要とする長期、低利資金としては、資金コストの面からも十分な機能を果たせなかった。

また、開拓者資金、見返資金等の制度資金も、営農資金や生活資金が主体で、長期の設備資金を充足するには十分

とはいえなかった。

このような諸情勢を背景として、補助事業を主軸とした生産力の増強政策を金融面から助長するため、広く農林漁業者の必要とする長期、低利資金を供給する途を新たに開く必要性が高まり、昭和26年3月、農林漁業資金融通法が制定され、国の特別会計から長期かつ低利の施設資金が融通されることとなった。

本制度は、生産手段の合理化を図り、農林漁業の生産を高度化することを目的として、昭和26年度120億円、昭和27年度208億円の融通を行った。

このようなほう大な長期資金の融資については、農林中央金庫及び地方銀行に業務の一部を委託し、公正な融通を図ったのであるが、特別会計方式では、貸付決定、管理回収等の責任の所在が明確性を欠く嫌いがあり、また、財政法、会計法上、諸々の支障が生じたので、農林漁業資金融通制度の改正の気運が高まり、特別会計に代わる農林漁業に対する長期かつ低利資金を融通する恒久的な金融機関として「農林漁業金融公庫」構想が浮びあがってきた。

政府は、「農林漁業金融公庫法」案を第13回国会（昭和26年12月～昭和27年7月）に提案すべく準備を進めたが、その法案の骨子は次のとおりであった。

- (イ) 農林漁業金融公庫の目的は、農林漁業の生産力の維持増進を図るために必要な長期、低利の資金で、農林中金その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することとする。
- (ロ) 農林漁業金融公庫の資本金は、特別会計から承継する資産と負債の差額に相当する額150億円程度のほか、新たに一般会計から200億円を出資する。
- (ハ) 業務の内容は、大体において特別会計資金と同じ程度のものとするが、新たに農林漁業金融公庫の業務として、いわゆる復興融資に関する債権を農林中金から承継するほか、旧見返資金の農林漁業関係融資も一部承継する。

ところで、第13回国会は対日平和条約の発効を間にはさんで審議法案が山積みしたこともあって、本法案は、次期国会に提出することに方針が変更された。しかし、第14回国会も抜き打ち解散により3日間で閉幕となり、結局、第15回国会を待つこととなった。

その結果、農林漁業金融公庫法案は衆議院の各党農林委員及び大蔵委員57名の共同提案として、昭和27年12月12日、第15回国会に提出された。提出された法案の内容は、さきの第13回国会に上程を予定したものとはほぼ同様であったが、日本開発銀行が復興金融公庫及び見返資金特別会計から承継した貸付債権並びに日本開発銀行が同行設立後貸付けた債権のうち、農林漁業金融公庫の貸付対象業種に該当するものを、同行から一括承継することとなり、また、資金借入は政府からのみであったものが、世界銀行の日本に対する動きもあって、外国の銀行その他の金融機関から外貨資金の借入もできることとされた。このほか原案

では、利率、償還期限等の貸付条件は、弾力性をもたせる意図から、業務方法書に規定することとしていたが、長期、低利という基本線を逸脱することを防止するため、条文の末尾に別表としてつけ加えることとされた。

衆議院の審議は、農林中金等系統機関の融資との関連が問題となったが、個人の災害復旧に必要な資金で主務大臣の指定するものの償還期限を5年から15年に延長する修正が行われ、①主務大臣は事業内容の健全な信用農業協同組合連合会が農林漁業金融公庫の受託金融機関となりうるよう必要な措置を講ずること、及び②従たる事務所は当分の間設置しないことの2項目を内容とする附帯決議が行われて、同年12月20日に本会議に上程され同日可決された。

次いで、参議院本会議には12月24日に上程、可決され、所要の手続きを経て、昭和27年12月29日法律第355号として、公布施行されることになった。

その後、昭和28年度から農林漁業金融公庫の業務を開始するよう設立の準備が進められ、昭和28年4月1日に、主務大臣による総裁及び監事の任命、設立委員から総裁への事務引継ぎ、設立登記、農林中央金庫及び56の地銀を業務委託金融機関とすることについての主務大臣の認可等の手続きを経て、農林漁業金融公庫設立が実現した。

ロ 目的

農林漁業は、自然条件の制約を受けること、零細経営が多いこと等から経営が不安定であり、投資効率が低い上に、投資効果の発現に相当の時間を要するという特徴がある。また食品産業は、原料である農水産物の需給・価格変動や原材料費のウエイトの高さにより、リスク性が高いとともに中小企業の比率が高く経営体質が脆弱である。

このようなことから、当業務は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、農林水産業者の資金調達を支援するための金融の機能を担うことにより、我が国の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的としている。

(イ) 貸付業務

農林漁業者及び食品産業者に対して、農林漁業の持続的かつ健全な発展又は食料の安定供給に資する長期かつ低利の資金を貸付けており、次の4種類に大別される。

A 農林漁業の経営構造改善のための貸付け

意欲ある農林漁業者による経営を育成・確保し、農林漁業の持続的な発展を支援するためには、長期、低利の資金を必要とする。

B 農林漁業の生産基盤整備のための貸付け

具体的には、土地改良、造林、林道、漁港等の整備のための資金であるが、これら事業は政策色の強い公共的性格をもち、長期、低利の資金を必要とする。

C 施設整備のための貸付け

農林漁業及び食品の製造、加工又は流通に必要な施設に対する貸付けであり、農林漁業の持続的かつ健全な発展及び食料の安定供給の確保のために長期、低利

の資金を必要とする。

D 経営の維持安定のための貸付け

社会政策的意味をもつリスクの大きい貸付けであり、他の金融機関の対象となり難く、長期、低利の資金を必要とする。

(ロ) 証券化支援業務

農業者の経営の改善に不可欠な資金供給を民間金融機関に促すため、CDS（クレジット・デフォルト・スワップ）を活用した信用補完スキームを提供している。

(ハ) 出資業務

農林漁業法人等に対する民間の投資を補完するため、株式会社又はLPS（投資事業有限責任組合）が農林漁業法人等投資育成事業（農林漁業法人等の株式等を取得・保有し、経営又は技術の指導を行う事業）を営むのに必要な資金の出資業務を行っている。

ハ 業務の現況

(イ) 貸付業務

A 貸付業務の方法

当業務における貸付業務は、直接貸付けと農林中央金庫、信用農業協同組合連合会、銀行等の委託金融機関による委託貸付けとの二つの方法によって行われているが、令和5年度末における貸付金残高のうち委託貸付けの占める割合は37%となっている。

当業務は、農林中央金庫その他の金融機関等に業務の一部を委託することができ（公庫法第14条、公庫法施行規則第15条及び第16条）、農林漁業金融公庫設立時に、農林中央金庫と56の銀行に対して委託し、昭和29年度に信用農業協同組合連合会を追加した。その後の業務量の増大に伴い委託金融機関も拡充され、令和6年12月31日現在の金融機関別の委託先数は次のとおりである。

農林中央金庫、信用農業協同組合連合会32、農業協同組合318、信用漁業協同組合連合会10、漁業協同組合3、銀行94、信用金庫137、信用組合22、信金中央金庫、地方公共団体金融機構ほか 計620機関

業務委託の方式は、貸付決定権を当業務に留保する一部委託であり、委託金融機関は、その取扱方式により例外はあるが、2割の代位弁済義務を負っている。なお、代理貸付制度（代位弁済義務5割）は、昭和43年度に卸売市場近代化資金の新設に伴い設けられ、その後事務簡素化等のため以後一部の既設資金についても採用されたが、平成19年度末に廃止された。

B 貸付対象事業と貸付条件

当業務の資金の貸付対象は、農林漁業及び食品の製造等の各分野に広範囲にわたっているが、その変遷を概観すると次のとおりである。

農林漁業金融公庫の設立後昭和37年度までは、主として土地改良資金と自作農維持創設資金の供給をもって、それぞれ食料増産のための土地基盤整備と農地改革後の農家の経営維持安定に寄与した。他方、国民経済のめざ

ましい成長発展に伴い、他産業との格差是正のための農林漁業の体質改善が強く要請されたことから、国は、農業政策の目標を示す「農業基本法（昭和36年法律第127号）」を昭和36年度に制定するとともに、昭和37年度から農業及び沿岸漁業の構造改善事業に着手した。農林漁業金融公庫においても、これらの事業を総合的、計画的、かつ短期的に実施するために必要な、長期・低利の財政資金として、昭和38年度に農林漁業構造改善関係の諸資金が創設され、さらに、昭和43年度には農業基本法が志向する自立経営の積極的な育成を金融的側面から助長するための総合施設資金及び生鮮食料品の流通の近代化を図るための卸売市場近代化資金が創設された。また、昭和60年度には、資金種類を従来の28資金から22資金に整理統合をするとともに、貸付金利の見直し等を行った。

その後、国際化の進展等農林漁業を取り巻く環境が大きく変化する中で、個々の政策目的に応じ、主として次のような対象事業の充実が図られた。

すなわち、平成元年度の「特定農産加工工業経営改善臨時特別措置法（平成元年法律第65号）」の制定に伴い、農産加工品等の輸入自由化に対応して農産加工工業の経営改善を促進するため、特定農産加工資金が創設され、平成2年度の農林漁業金融公庫法改正では、中山間地域の農林畜水産物の加工の増進等を通じた地域農林漁業の振興を図るための中山間地域活性化資金等が創設された。続いて平成3年度には、「食品流通構造改善促進法（平成3年法律第59号）」の制定に伴い、鮮度保持のための流通施設の整備等による食品流通の改善を目的とした食品流通改善資金が創設された。

平成6年度の農林漁業金融公庫法改正では、効率的かつ安定的な農業経営の育成を推進するため、「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）」による農業経営改善計画の認定を受けた者の計画達成に必要な長期資金を幅広く貸し付ける農業経営基盤強化資金が創設された。また、平成10年度には、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成10年法律第59号）」の制定に伴い、安全な食品製造のためのHACCP手法の導入促進のための食品産業品質管理高度化促進資金が創設された。さらに、平成11年度においては、特殊法人の整理合理化の一環として、旧日本開発銀行の食品工業向け融資が農林漁業金融公庫に移管されることとなり、このための農林漁業金融公庫法改正が行われるとともに食品安定供給施設整備資金が創設された。

平成13年度の農林漁業金融公庫法改正では、農業基本法に替わって、21世紀における食料・農業・農村政策の基本指針として新たに制定された「食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）」の目指す農業構造の確立に向け、意欲ある農業者に対して、個々の農業経営の実情に応じたきめ細やかな経営支援を行うための、経営体育成強化資金及び農業経営維持安定資金が創設され

た。平成14年度には、農業者向けの各種制度資金が、農業者の経営展開にとって必要な資金が円滑に供給される分かりやすく使いやすい資金制度に再構築されたほか、平成14年度から平成20年度にかけて、特殊法人等整理合理化計画等に沿って、貸付対象の縮減、融資限度額・融資率の引き下げを行った。平成22年度には、「農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）」が改正され、無利子の農業改良資金の貸付主体が都道府県から移管された。また、平成26年度には、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、無利子の就農支援資金の貸付主体が都道府県から移管されるとともに、貸付対象者に法人を追加する等制度内容を拡充した青年等就農資金が創設された。平成29年度には、「農業競争力強化支援法（平成29年法律第35号）」の制定に伴い、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化を促進するため、農業競争力強化支援資金が創設された。

令和2年度には、「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）」の制定に伴い、我が国で生産された農林水産物及び食品の輸出を促進するため、農林水産物・食品輸出促進資金制度が創設された。また、更なる輸出拡大のためには、輸出に取り組む事業者に対して、政府が一体となって支援する体制の整備が必要なことから、令和4年度に同法が改正され、輸出に取り組む事業者に対する支援措置として農林水産物・食品輸出基盤強化資金が創設された。

これらの資金の貸付条件は、資金種類ごとに、また貸付対象事業の性格により、償還期限については最長で55年となっており、また、貸付利率（令和6年12月31日現在）については、無利子資金を除いて現状では年0.50%から4.60%までとなっている。

詳細については統計編を参照されたい。

C 貸付金の原資

貸付金の原資は、政府からの出資金、借入金及び回収金等によってまかなわれてきたが、出資は国の財政事情から昭和40年度をもって一旦打ち切られ、以後の貸付原資は主として借入金に依存しており、借入金残高は令和5年度末で3兆796億円となっている。なお、平成2年度には、中小食料品小売業者の活性化対策のために、25年ぶりに政府から130億円の出資があり、以後、特定の政策目的のための出資を受け、政府からの出資金は令和5年度末で4,577億円となっている。

また、平成13年度からは新たな資金調達手段として債券発行が可能となったほか、平成15年度より、資金繰りにおける一時的な資金不足に対応するために、民間金融機関からの短期借入れを開始した。

D 現状

令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染拡大や昨今のウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等により影響を受けた農林漁業者の資金繰りを支援するため、農

林漁業セーフティネット資金等において実質無利子・無担保特例措置が講じられた。こうした特例措置を積極的かつ迅速に実施する等、農林漁業者の資金繰り支援に万全を期した結果、農林水産事業の令和6年度上半期の融資実績は1,515億円となった。

(ロ) 証券化支援業務

平成20年10月より民間金融機関が行う農業者向け融資に対する信用補完スキームを提供している。

具体的には、融資毎に契約金融機関とCDS契約を締結することにより、契約金融機関は、農業者にクレジットイベント（支払不履行、法的破綻等）が発生した場合には、当該融資残高の最大80%まで補償を受けることができ、CDS契約が一定規模に達した段階で、SPC（特定目的会社）を通じて証券化を行うもので、契約金融機関は141先となっている（令和6年12月31日現在）。

(ハ) 出資業務

「農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法（平成14年法律第52号）」に基づき、農林漁業法人等投資育成事業を営む株式会社又はLPSに出資している。

同法に基づく投資主体は株式会社のみ、投資主体が出資を行うことができる対象は農業法人のみであったが、平成25年12月の法改正により、投資主体にLPSが追加、令和3年4月の法改正により、投資主体が出資を行うことができる対象に林業法人、漁業法人、食品産業法人及び支援法人が追加され、現在に至っている。なお、令和6年12月31日現在の公庫の出資先数は次のとおりとなっている。

株式会社 1、LPS20 計21先

(iii) 中小企業者向け業務

イ 沿革

当業務を行う中小企業事業の前身である中小企業金融公庫は、中小企業金融公庫法（昭和28年8月1日法律第138号）に基づき、設立された。

(イ) 設立の背景

戦後における中小企業の極度の金融難に対して金融面における対策を講じる必要性が強く認識され、その対策の方法として、一般市中銀行の金融促進、民間中小企業専門金融機関の強化拡充、政府資金等特殊資金の導入、といった資金供給面における対策と、信用保証及び信用保険のごとき信用補完面における対策との両面から中小企業金融対策が進められた。

すなわち、昭和27年当時は、世界経済の景気後退、国際競争の激化、対日講和条約の発効による我が国の自立等と内外経済情勢の変化のまったただ中であり、その中で我が国の経済は、朝鮮動乱ブームの反動から景気の後退が著しく、中小企業は、繊維関係の輸出不振、あるいは大企業からの受注減、その下請代金の支払遅延の慢性化等により深刻な経営難にさらされていた。しかも、従来

の大企業中心の設備投資の進行から中小企業の設備には陳腐化が目立ち、その合理化の要請が次第に高まりつつあった。

一方、中小企業金融については、民間中小企業専門金融機関の拡充策として昭和26年、相互銀行法及び信用金庫法が施行され、ようやく体制が整備された。また、信用補完面でも信用保険制度及び信用保証協会の業務の進展がみられた。しかしながら、中小企業の金融難は、依然中小企業の経営難の主因となっており、とりわけ長期資金の調達にはきわめて困難で制度的にもその途がほとんど開かれていなかった。かかる状況から、財政資金による中小企業への設備資金の供給が、復興金融金庫、米国対日見返資金、日本開発銀行による中小企業貸付を通じて行われたが、これらはいずれも中小企業向けの専門長期資金供給機関でなかったため、その役割を十分果しているとはいえず、中小企業向けの長期資金供給のための特別措置を講ずる必要があった。

(ロ) 設立の経緯

昭和27年9月、通産省は中小企業対策として「財政資金200億円程度を銀行に対し金利3分、期間10年程度で貸付て、それを財源に金利7分5厘以下で中小企業に融資する措置を講ずるため、特別会計を設ける」構想を明らかにして、中小企業向けの長期資金供給対策の具体案を示した。その後各方面から、商工中金の拡充によって対処する案、国民金融公庫または日本開発銀行中小事業貸付制度拡充案等の諸案も示されたが、結局、長期貸付の責任を明確にして業務の円滑な遂行を期するために、農林漁業金融公庫の例にならない中小企業金融公庫を新設する方針が閣議決定された。

中小企業金融公庫法案は、昭和28年3月2日第15回国会に提出されたが、国会解散のため審議未了となり6月13日総選挙後の第16回国会に再提出され、7月22日衆議院、7月27日参議院で可決成立した。その後、設立準備が精力的に進められ、8月20日登記完了により中小企業金融公庫は設立された。

(参考) 証券化支援業務の沿革

民間金融機関が、貸付債権の信用リスクに応じた厳格な貸倒引当金の計上が求められ、総じて信用リスクの高い中小企業向けの資金供給を行うことに対して消極的となる等、中小企業者をめぐる金融環境が厳しさを増すなか、「経済活性化のための産業金融機能強化策（平成15年12月24日産業金融機能強化関係閣僚等による会合）」で、中小企業者の資金調達における新しい金融手法を支援し、これにより民間金融主体で広がりつつある金融手法の多様化に向けた取組みを加速するという方針の下、中小企業金融公庫の業務に証券化支援業務を追加するという方向性が打ち出された。

平成16年4月14日、中小企業金融公庫法が改正され、同年7月1日の施行に伴って、証券化手法を活用

して民間金融機関等による中小企業者への無担保・第三者保証人なしの長期資金の供給を支援する証券化支援業務が、中小企業金融公庫の業務に追加されることとなった。

ロ 目的と業務の範囲

(イ) 融資業務

融資業務については、公庫法第1条の目的を達成するため、同法第11条第1項第1号等において、「中小企業者に対して事業の振興に必要な資金を貸し付ける業務を行うこと」とされており、民間金融機関の補完を旨としつつ、中小企業者の資金調達を支援するため、中小企業者に対する貸付け業務や、中小企業者が新たに発行する社債を応募その他の方法により取得する業務などを行っている。

また、これらの業務を通じて、中小企業専門の政策金融機関として民間金融機関の活動を補完し、中小企業者に対し、長期の設備資金及び運転資金を安定的に供給するとともにコンサルティング機能を発揮することにより、その成長発展を支援している。

加えて、「中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）」に基づいて中小企業投資育成株式会社に対する長期資金の貸付けを行うほか、「小規模企業の事業活動の活性化のための中小企業基本法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第57号）」に基づいて貸与機関（設備貸与機関）に対する貸付債権の管理・回収を行っている。

なお、平成26年度までは、「小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）」に基づいて貸与機関に対する長期資金の貸付を行っていたが、同法が平成27年3月31日をもって廃止されたことに伴い、貸与機関に対する長期資金の貸付けは廃止となっている。

(ロ) 証券化支援業務

証券化支援業務は、民間金融機関等による証券化の取組みを支援し、中小企業者に対する無担保・第三者保証人なしの長期資金の供給を促進するため、貸付債権等（中小企業者が発行した社債を民間金融機関が引き受けたものを含む。以下同じ。）の譲受け、民間金融機関等が実施した中小企業者に対する貸付債権等を参照資産としたクレジットデリバティブ取引、中小企業者の債務の保証、資産担保証券に係る債務の保証、資産担保証券及び信託受益権の取得を行うものである。

本業務の支援対象となる民間金融機関等とは、公庫法第2条第3号で定義する中小企業者（ただし、株式会社日本政策金融公庫法施行令第3条で定義する業種に限る。）に対し貸付業務を行う金融機関及び主務省令で規定するファイナンス会社である。

ハ 概況

(イ) 原資の動向

A 融資業務

統計表Ⅱ－2－iii－(3)－③参照。

B 証券化支援業務

統計表Ⅱ－2－iii－(4)－①参照。

(ロ) 業務の内容

A 融資業務

(A) 公庫貸付

a 貸付対象

【貸付対象業種（下記の業種以外の業種：政令指定）】

(a) 農業

(b) 林業

(c) 漁業

(d) 金融・保険業（クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十五項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）、金融代理業（金融商品仲介業に限る。）、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）

(e) 不動産業（住宅及び住宅用の土地の賃貸業に限る。）

【貸付対象者】

次のいずれかに該当するもの

(a) 資本の額又は出資の総額が3億円（小売業・サービス業は5千万円、卸売業は1億円）以下の会社

(b) 従業員が300人（小売業は50人、卸売業・サービス業は100人）以下の会社及び個人

(c) 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会

b 貸付制度

(a) 貸付方式

i 直接貸付…支店で取り扱うもの

ii 代理貸付…貸付けに係る手続の大半を日本公庫（中小企業事業）の代理店で取り扱うもの

(b) 貸付金の使途

設備資金、長期運転資金

(c) 貸付条件

i 貸付限度（統計表Ⅱ－2－iii－(3)－④を参照）

ii 担保

【直接貸付】

担保は必要に応じてたてさせる。

iii 保証人

【直接貸付】

保証人は必要に応じて徴求する。

iv その他 統計表Ⅱ－2－iii－(3)－④参照

(B) 中小企業投資育成株式会社に対する貸付け

中小企業者の自己資金の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、中小企業者に対する投資等の事業を行うことを目的とする中小企業投資育成株式会社に対し、その事業運営に必要な長期資金を貸し付けるもの。

B 証券化支援業務

証券化支援業務には、買取型及び保証型の業務がある。買取型は、民間金融機関等の中小企業向け無担保貸付債権等を譲受け証券化する（キャッシュ方式）、又はクレジット・デフォルト・スワップ契約を活用し、債権譲渡せずに貸付債権等の信用リスクのみを投資家に移転する（シンセティック方式）業務である。保証型は、民間金融機関等が自ら証券化する中小企業向け貸付債権等に対して部分保証を行う（入口保証方式）、または資産担保証券の保証を行う（出口保証方式）業務である。

また、民間金融機関等の証券化の円滑な実施を支援するため、必要に応じて資産担保証券の一部につき買取りも行う。

(A) 対象

【参加対象となる業種（下記の業種以外の業種：政令指定）】

- a 農業
- b 林業
- c 漁業
- d 金融・保険業（クレジットカード業・割賦金融業、金融商品取引業（補助的金融商品取引業を除く。）、商品先物取引業・商品投資顧問業、補助的金融業・金融附帯業（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第二十五項に規定する資金移動業務を行うもの及び同法第三条第一項に規定する前払式支払手段の発行の業務を行うものに限る。）、金融代理業（金融商品仲介業に限る。）、保険媒介代理業及び保険サービス業を除く。）
- e 不動産業（住宅及び住宅用の土地の賃貸業に限る。）

【参加対象者】

次のいずれかに該当するもの。

- a 資本の額又は出資の総額が3億円（小売業・サー

ビス業は5千万円、卸売業は1億円）以下の会社。

b 従業員が300人（小売業は50人、卸売業・サービス業は100人）以下の会社及び個人。

c 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会。

(B) 金融機関等による中小企業者への貸付制度

【貸付金の使途】

設備資金、長期運転資金

【貸付条件】

- a 1 金融機関等について、1 貸付先につき1 回あたり1 億5 千万円以下。
- b 利率
貸付けの相手方の信用リスク及び調達市場の動向等を勘案した利率。
- c 償還期限
当初1 年以上であること。
- d 担保
原則として担保を徴求していないこと。
- e 保証人
必要に応じて保証人をたてさせていること。

(C) 保証型（入口保証方式）における債務の保証の条件

- a 債務の保証の範囲及び限度額
1 保証先につき、当該保証先に係る特定貸付債権及び特定社債に係る主たる債務の最終履行期限又は期限の利益を喪失した日における主たる債務の残存額の7 割に相当する額の範囲内で、かつ保証債務残高の合計が3 億円以下。
- b 債務の保証の料率
一般の金融情勢に応じ、保証する特定貸付債権及び特定社債に係る債務の信用リスク等を勘案し、日本公庫（中小企業事業）が定める。
- c 債務の保証の履行の方法
代位弁済の方法による。

(D) 保証型（出口保証方式）における債務の保証の条件

- a 債務の保証の範囲
保証する債務の範囲は、特定資産担保証券の債務の最終履行期日又は期限の利益を喪失した日における債務の残存額に相当する額の範囲内。
- b 債務の保証の料率
一般の金融情勢に応じ、保証する特定資産担保証券の信用リスク等を勘案し、日本公庫（中小企業事業）が定める。

- c 債務の保証の履行の方法
代位弁済の方法による。

ニ 現状及び業務概況

(イ) 現状

令和4年度及び令和5年度においては、能登半島地震や台風・豪雨等の自然災害への復興支援とともに、経営改善に取り組む中小企業者に対する資金繰り支援を行う等、セーフティネット機能の發揮に引き続き取り組んだ。また、「新事業」、「事業再生・事業承継」、「海外展開」といった成長戦略分野に対しても、適切なリスクテイクを行い、令和3年1月からは海外の現地法人に直接融資を行う「クロスボーダーローン」の供給も行うなど、重点的な資金供給を行った。

さらに、令和5年2月に創設された「スタートアップ支援資金」を活用し、スタートアップ支援に注力する民間金融機関との協調を進めながらベンチャーデット（新株予約権付融資）の供給を行い、企業の成長発展を支援した。

(ロ) 業務概況

A 融資業務

令和5年度における貸付実績は、1兆1,820億円となった。この結果、令和5年度末貸付残高は7兆8,863億円となっている。

B 証券化支援業務

(A) 買取型

平成16年度の業務開始から令和5年度までに、キャッシュ方式10件、シンセティック方式13件を組成した。上記の組成による中小企業者への無担保資金供給額は4,894億円（20,405社）、参加金融機関は延べ383機関である。

(B) 保証型

平成16年度の業務開始から令和5年度までに入口保証方式で6件組成し、貸付債権943億円（2,308社）に対し660億円（貸付債権の7割）の保証を行った。

(iv) 信用保険等業務

イ 沿革

信用保険等業務の前身は、昭和25年に創設された中小企業信用保険特別会計に遡る。

同特別会計は、当初、融資保険業務のみを行っていたが、その後、保証保険の業務が追加され、信用保証協会の保証事業と重複が生じてきた。このため、中小企業信用補完制度の円滑な運営と発展を図るため、信用保証制度と信用保険制度の一元化と、それを合理的に運営しうる新機構の設立が必要とされた。こうした状況に加えて、信用保証協会の保証能力の増大を図るため、昭和32年度予算において信用保証協会に対する国家資金の導入が認められた。

このような経緯から、昭和33年「中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）」が大幅に改正され、信用保証制

度と信用保険制度の有機的一元化が図られる一方、「中小企業信用保険公庫法（昭和33年法律93号）」が制定され、同法に基づき、信用補完制度の中核的な役割を担う機構としての中小企業信用保険公庫（以下「保険公庫」という。）が設立された。

そして、昭和59年10月1日に「機械類信用保険特別会計」が廃止されたことに伴い、同日付で「機械類信用保険法（昭和36年法律第156号）」に基づく機械類信用保険業務を継承するとともに、平成10年12月24日からは「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法（平成10年法律第151号）」に基づく破綻金融機関等関連特別保険等業務を開始した。

この間においても、累次に亘る制度改正を経てその充実・強化を図ってきたところであるが、平成9年9月24日の閣議決定「特殊法人等の整理合理化について」に基づき、特殊法人等の整理合理化を推進し、あわせて中小企業施策の総合的かつ効率的な実施を図るため、保険公庫及び中小企業事業団を統合することとし、これを受けて平成11年7月1日付けをもって「中小企業総合事業団法（平成11年法律第19号）」が制定され、中小企業総合事業団（以下「事業団」という。）が設立された。

その後、平成13年12月18日の閣議決定「特殊法人等整理合理化計画」に基づき、事業及び組織の見直しが行われ、平成16年7月1日付けをもって、事業団は解散となり、信用保険等業務は中小企業金融公庫に承継された。

また、機械類信用保険業務については経済構造等の変化を踏まえ平成15年4月1日に廃止され、経過業務となった。

ロ 目的と業務の範囲

当業務は、公庫法第11条第1項第3号において、「中小企業信用保険法の規定による保険を行うこと」とされており、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、中小企業者の債務の保証につき保険を行っている（中小企業信用保険業務）。

また、破綻金融機関等の融資先である中堅事業者（以下「中堅事業者」という。）に係る信用の収縮を防止し、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づき、破綻金融機関等関連特別保険等業務を実施するとともに、公庫法附則第36条に基づき、機械保険経過業務を実施している。

(参考) 信用補完制度の概要

信用補完制度は、物的担保力、信用力の乏しい中小企業者及び中堅事業者の信用力を補完することによって、一般金融機関の資金を中小企業者及び中堅事業者へ誘導し、金融の円滑化を図るものである。

信用補完制度は、地方公共団体の財政援助のもとに設立された信用保証協会による信用保証制度と、国の財政資金を基盤とする日本公庫（中小企業事業）が行う信用保険制度とが有機的に結合された制度となつて

いる（別図参照）。

① 信用保証制度

信用保証協会の行う信用保証制度は、物的担保力、信用力の乏しい中小企業者等の金融機関からの借入れ又は中小企業者の発行する社債のうち金融機関が引き受けるものに係る債務等を保証し、これを金融ベースにのせ、もって中小企業金融の円滑化を図ることを目的としている。

昭和12年の東京信用保証協会の設立にはじまり、戦後、経済復興施策の一環として信用保証制度の活用が図られ、昭和23年から昭和24年にかけて各地方公共団体の財政援助のもとに、全国各地に相次いで信用保証協会が設立された。

現在の信用保証協会は、「信用保証協会法（昭和28年法律第196号）」に基づき設立された特殊法人であり、中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的として、きわめて重要な役割を果たしている。信用保証協会は、もともと、民法上の財団法人あるいは社団法人として設立されていたが、その業務の拡大に伴いその機能を十分に発揮するため、信用保証協会法が制定され、またその後設立された保険公庫と有機的に結合して、世界に類をみない特異な信用補完制度として発展してきたものである。

なお、信用保証協会は、現在、各都道府県並びに名古屋、横浜、川崎及び岐阜の各市に51協会がある。

その保証債務残高は、令和6年3月末現在、36兆4,597億円である。

② 信用保険制度

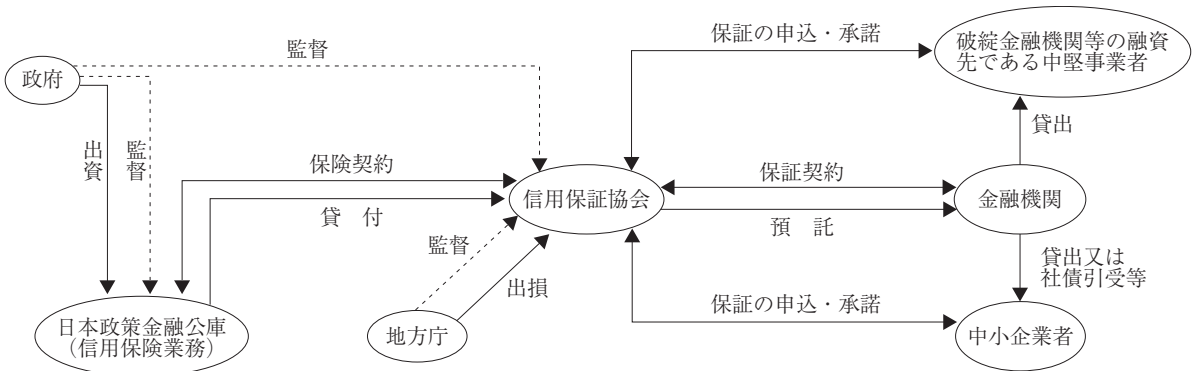
信用保険制度は、「中小企業信用保険法」及び「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づく制度である。昭和24年に実施されたデフレ政策の浸透に伴い、中小企業の金融難は深刻な様相を呈したが、当時、信用保証協会の経営基盤はいまだ弱く、旺盛な保証需要に十分対処しえなかった。このため、国家資金による強力な信用補完制度が必要とされ、信用保険制度の創設となった。その事業内容は当初、国（中小企業信用保険特別会計）が金融機関の中小企業に対する貸出を保険するいわゆる「融資保険」であったが、その後、信用保証協会の保証を保険するいわゆる「保証保険」が加えられた。

しかしながら、この信用保険制度は、保険公庫の設立（昭和33年）を契機に抜本的に改正され、信用補完制度の第一線業務は、もっぱら信用保証協会の保証にゆだね、保険公庫は主として再保険機能を営むことになった。その後昭和36年の「中小企業信用保険法」の改正（融資保険の廃止）により、信用保険制度と信用保証制度が一体となって機能する現行の中小企業信用補完制度の体系が確立された。さら

に、金融ビッグバンの進展に伴い、それまで対象としていた中小企業者に加え、破綻金融機関等の融資先である中堅企業層についても本制度を整備する必要があるものとされたことから、平成10年12月に「破綻金融機関等関連特別保険等」が加えられた。また、中小企業における資金調達の多様化を図るため、平成12年2月に、社債に対する保証を保険する「特定社債保険」が加えられ、平成13年12月には、物的担保に依存せず中小企業者が有する売掛金債権を活用した資金調達を促進するための「売掛金債権担保保険」が加えられた（売掛金債権担保保険は平成19年8月に「流動資産担保保険」に拡充され、対象となる担保について、売掛金債権に加えて棚卸資産にまで拡大された）。さらに平成19年8月には法的な再建手続を行う中小企業者への融資に対する保証を行うことにより、中小企業者の事業の再建の円滑な進捗を図ることを目的とした「事業再生保険」、平成20年9月には中小企業者を対象とする一括支払契約の利用を促進し、中小企業者間における企業間信用による資金調達の活性化を図ることを目的とした「特定支払契約保険」が加えられた。また、平成25年9月には中小企業者の資金調達をより円滑化することを目的とし、手形債権や売掛金債権に代わる電子記録債権を活用した資金調達（普通保険等の借入れの範囲に「電子記録債権の割引」を、流動資産担保保険の対象となる担保に電子記録債権を、また特定支払契約保険における特定支払契約保険の対象となる債権に電子記録債権をそれぞれ追加）が新たに信用保険の対象に位置づけられた。さらに、平成27年10月には、中小企業者に対する金融円滑化を通じ、地域における経済の活性化及び雇用の拡大を図ることを目的とし、「中小規模の特定非営利活動法人への融資」が新たに信用保険の対象に加えられた。

ハ 概況

(別図) 信用補完制度概略図



(イ) 原資の動向

統計表Ⅱ-2-iv-(3)-①参照。

(ロ) 業務の内容

A 中小企業信用保険業務

信用保証協会の保証が保険要件を具備している限り、保証の成立と同時に保険関係が成立する包括保険である。

当業務は、保険関係の成立した保証について、信用保証協会が中小企業者に代って金融機関に弁済（代位弁済）した場合には、それを保険事故として一定割合（てん補率）の保険金を支払う。また、信用保証協会は代位弁済により中小企業者に対し求償権を取得することとなるが、この求償権を行使して回収した場合には、回収金のうち支払った保険金の代位弁済額に対する割合をもって日本公庫（中小企業事業）に納付される。

(A) 保険の種類

中小企業信用保険制度における保険の種類は、中小企業信用保険法において普通保険、無担保保険、特別

小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険、特定社債保険及び特定支払契約保険の11種類に区分されており、これらの保険の種類には、保険条件として、付保限度額、てん補率及び保険料率が中小企業信用保険法又は同法施行令においてそれぞれ定められている。

(B) 保険の特例措置

中小企業信用保険制度においては、激甚災害の発生、内外の経済事情の著しい変化等の他律的な要因によって、事業活動に著しい支障を生じている中小企業者に対して、その支障を除去し、あるいは、新たな活路を開拓する等特定の政策目的を推進するために必要とする資金について、一般の保険より保険限度額、てん補率及び保険料率等を優遇した56種類の特例措置が講じられている。

中小企業信用保険制度の概要（令和7年1月31日現在）

○ 一般関係保険条件

契約先	条件 保険種類	対 象 企 業 者	対象資金 及び 前提条件	付保限度額	てん補 率	保険料率 (年率) (注7～10参照)
信用保証協会	普 通	資本（出資）金額3億円（小売業・サービス業5,000万円、卸売業1億円）以下の会社（注2参照）並びに常時使用する従業員300人（小売業50人、卸売業・サービス業100人）以下の会社、個人及び特定非営利活動法人（注3参照）並びに中小企業等協同組合等であって特定事業を行うもの	事業資金	2億円（組合4億円）	70%	0.25%から1.69% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.21%から1.44%)
	無 担 保		事業資金であって、担保（保証人の保証を除く。）を提供させない保証	8,000万円	80%	0.25%から1.69% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.21%から1.44%)
	特別小口	常時使用する従業員20人（商業・サービス業5人）以下の会社、個人及び特定非営利活動法人（注4参照）並びに事業協同小組合等であって特定事業を行い省令に定める要件（注5参照）を備えているもの	事業資金であって、担保（保証人の保証を含む。）を提供させない保証	2,000万円 (他種保険を利用した場合は無担保保険に変更される。)	80%	0.4% (手形割引等特殊・当座貸越特殊0.34%)
	流動資産担保	普通保険・無担保保険に同じ	事業資金であって、流動資産のみを担保として提供させる保証	2億円	80%	0.46%
	公害防止	普通保険・無担保保険に同じ	公害防止関係資金	5,000万円(組合1億円)	80%	0.97%
	エネルギー対策	普通保険・無担保保険に同じ	エネルギー対策関係資金	2億円（組合4億円）	80%	0.97%
	海外投資関係	普通保険・無担保保険に同じ	海外投資関係資金	2億円（組合4億円）	80%	0.97%
	新事業開拓	普通保険・無担保保険に同じ	新事業開拓関係資金	2億円（組合4億円）	80%	0.97% (担保（保証人の保証を除く。）を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%)
	事業再生	普通保険・無担保保険の対象企業者のうち、民事再生手続又は会社更生手続の申立から計画認可の決定が確定した後3年を経過していないもの	事業再生資金	2億円	80%	1.69%
	特定社債	資本金額3億円（小売業・サービス業5,000万円、卸売業1億円）以下又は常時使用する従業員300人（小売業50人、卸売業・サービス業100人、旅館業等は政令で定める人数）以下の会社であって特定事業を行い省令に定める要件（注6参照）を備えているもの	事業資金	4億5,000万円 ただし、普通保険（経営安定関連特例分及び危機関連特例分を除く。）、無担保保険（経営安定関連特例分及び危機関連特例分を除く。）、特定社債保険及び特定支払契約保険の合計額が10億円（特定支払契約保険が成立していないときは、5億円）以下	80%	0.25%から1.69%
	特定支払契約	普通保険・無担保保険に同じ	特定支払債務（中小企業者の特定支払契約に基づき金融機関等に対して支払うべき債務のうち当該金融機関等が事業者に対して金銭を支払った場合において当該中小企業者が支払うもの）	10億円 ただし、普通保険（経営安定関連特例分及び危機関連特例分を除く。）、無担保保険（経営安定関連特例分及び危機関連特例分を除く。）、特定社債保険及び特定支払契約保険の合計額が10億円以下	70%	0.25%から1.69%

○一般関係保険条件（注）

1. 中小企業信用保険は、中小企業者の金融機関からの借入れ等に係る債務の保証についての保険である。
2. ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。以下同じ。）を行うものは3億円以下、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を行うものは3億円以下、旅館業を行うものは5,000万円以下
3. 会社、個人及び特定非営利活動法人のうち、会社及び個人については、ゴム製品製造業を行うものは従業員数900人以下、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を行うものは従業員数300人以下、旅館業を行うものは従業員数200人以下
4. 会社、個人及び特定非営利活動法人のうち、会社及び個人については、サービス業のうち宿泊業及び娯楽業を行うものは、従業員数20人以下
5. 特別小口保険の省令要件
 - ・1年以上引き続き同一の都道府県の区域内において同一の業種に属する事業を行っていること。
 - ・最近1年間の納期の到来した所得税（法人税）、事業税又は住民税の所得割（障害者控除、老年者控除、寡婦控除により所得割の税額のなくなった者は均等割、法人の場合には法人税割）のいずれかの税額を完納していること。
6. 特定社債保険の省令要件
 - ・以下の(1)、(2)又は(3)のいずれかに該当すること。
 - (1) 純資産額が5,000万円以上3億円未満であって、以下のイ又はロのいずれかに該当すること及びハ又はニのいずれかに該当すること。
 - イ 自己資本比率が100分の20以上であること。
 - ロ 純資産倍率が100分の200以上であること。
 - ハ 使用総資本事業利益率が100分の10以上であること。
 - ニ インタレスト・カバレッジ・レシオが100分の200以上であること。
 - (2) 純資産額が3億円以上5億円未満であって、以下のイ又はロのいずれかに該当すること及びハ又はニのいずれかに該当すること。
 - イ 自己資本比率が100分の20以上であること。
 - ロ 純資産倍率が100分の150以上であること。
 - ハ 使用総資本事業利益率が100分の10以上であること。
 - ニ インタレスト・カバレッジ・レシオが100分の150以上であること。
 - (3) 純資産額が5億円以上であって、以下のイ又はロのいずれかに該当すること及びハ又はニのいずれかに該当すること。
 - イ 自己資本比率が100分の15以上であること。
 - ロ 純資産倍率が100分の150以上であること。
 - ハ 使用総資本事業利益率が100分の5以上であること。
 - ニ インタレスト・カバレッジ・レシオが100分の100以上であること。
7. 無担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険又は事業再生保険に係る保険関係であって、中小企業者又は再生中小企業者が中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第4条の2に定める要件を備えている法人である場合にあっては、通常の保険料率にそれぞれ0.0625%を加えたものとする。
8. 予約保証（中小企業者の申込日から保証契約で定める期間の開始の日まで相当の期間を経過することが想定される保証）に係る保険料率については、0.43%から1.74%（手形割引等特殊保証及び当座貸越特殊保証については、0.37%から1.48%）が適用される。
9. 経営力強化保証（中小企業者が策定した事業の計画の実施に必要な資金に係る金融機関からの借入れによる債務の保証であって、当該金融機関が、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に規定する認定経営革新等支援機関と連携して当該中小企業者の経営の改善を支援することにより当該中小企業者の経営力の強化が図られるものに係る保証）に係る保険料については、0.25%から1.51%（手形割引等特殊保証及び当座貸越特殊保証については、0.21%から1.28%）が適用される。
10. 事業承継特別保証（事業の承継に係る計画を有する中小企業者のうち、中小企業信用保険法施行規則第20条第2項各号のいずれにも該当する者の金融機関からの借入れによる債務の保証（その保証について保証人の保証を提供させないものに限る。）であって、当該中小企業者が、経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者から事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合のもの）に係る保険料については、0.10%から0.86%が適用される。

○ 特例関係保険条件（令和7年1月31日現在）（注1）

条件 特例(特例コード)	対 象 企 業 者	根 拠 法
災害関係 (01)	政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）
経営安定関連 (02)	取引先の倒産、関連事業者の事業活動の制限、災害その他の突発的に生じた事由、経済事情の変動、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者（注2）	「中小企業信用保険法」（昭和25年法律第264号）
危機関連 (81)	大規模な経済危機、災害等の発生に伴う信用の収縮の影響により銀行その他の金融機関からの借入れの減少その他経済産業大臣が定める事由が生じているため、その経営の安定に支障を生じている中小企業者	
労働力確保関連 (17)	雇用管理の改善計画について認定を受けた中小企業者、組合等又はその構成員たる中小企業者であって、その改善計画に従って改善事業を実施するもの	「中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律」（平成3年法律第57号）
中小小売商業関連 (18)	商店街整備、店舗集団化、共同店舗等整備、電子計算機利用経営管理又は連鎖化を行う中小企業者であって、認定を受けた高度化事業計画に従って高度化事業を実施するもの	「中小小売商業振興法」（昭和48年法律第101号）
商店街整備等 支援関連 (19)	中小小売商業者の経営の近代化を支援する一般社団法人又は一般財団法人であって、認定を受けた商店街整備等支援計画に従って商店街整備等支援事業を実施するもの	
伝統的工芸品 支援関連 (22)	伝統的工芸品産業の振興を支援する一般社団法人又は一般財団法人であって、認定を受けた支援計画に従って支援事業を実施するもの	「伝統的工芸品産業の振興に関する法律」（昭和49年法律第57号）
地域伝統 芸能等関連 (26)	地域伝統芸能等の特徴を活用した製品の製造業等であって、観光・商工業の振興のために実施される行事に関連して行われるもののうち経済産業省令で定める事業を実施する中小企業者	「地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律」（平成4年法律第88号）
小規模事業者 支援関連 (30)	認定を受けた事業継続力強化支援計画において事業継続力強化支援事業を実施する者又は認定を受けた経営発達支援計画において経営発達支援事業を実施する者とされた一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人（注6）	「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」（平成5年法律第51号）

（注1） 法第2条第1項第6号に該当する特定非営利活動法人については、災害関係、経営安定関連、危機関連、地域伝統芸能等関連、周辺地域整備関連、地域経済牽引事業関連、東日本大震災復興緊急、商店街活性化促進事業関連及び情報処理システム運用・管理関連以外の特例を利用できない。

（注2） 経営安定関連の対象企業者として法第2条第5項各号に掲げる者は、以下のとおりである。

1号：民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者。

2号：生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている事業者と直接・間接的に取引を行っていること等により売上等が減少している中小企業者。

3号：突発的災害（事故等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者。

4号：突発的災害（自然災害等）の発生に起因して売上高等が減少している中小企業者。

5号：（全国的に）業況の悪化している業種に属する中小企業者。

6号：破綻金融機関と金融取引を行っていたことにより、借入れの減少等が生じている中小企業者。

7号：金融機関の支店の削減等による経営の相当程度の合理化により借入れが減少している中小企業者。

8号：RCC（整理回収機構）等へ貸付債権が譲渡された中小企業者のうち、事業の再生が可能な者。

（注3） 経営安定関連（法第2条第5項第6号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）に係る普通保険の別枠限度額は、3億円である。

（注4） 経営安定関連保証（「中小企業信用保険法及び中小企業総合事業団法の一部を改正する法律」（平成12年法律第136号）による改正前の法第2条第3項第6号（以下「旧第6号」という。）に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）を受けた中小企業者に係る一般分及び経営安定関連分に係る無担保保険の付保限度額は、合算で1億円である（ただし、経営安定関連（法第2条第5項各号（旧第6号を除く。））に係る無担保保険を併用している中小企業者を除く。）。

対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率（年率） （注11）
○再建資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○経営安定資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠（注3, 4） ただし、災害関係特例分（東日本大震災及び危機関連の対象となった災害に係るものに限る。）、東日本大震災復興緊急特例分、危機関連特例分及び本特例分と合算で、普通4億円（組合8億円）、無担保1億6,000万円、特別小口4,000万円	80% （注5）	
○経営安定資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ただし、災害関係特例分（東日本大震災及び危機関連の対象となった災害に係るものに限る。）、経営安定関連特例分、東日本大震災復興緊急特例分及び本特例分と合算で、普通4億円（組合8億円）、無担保1億6,000万円、特別小口4,000万円	90%	
○雇用管理改善事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	
○高度化事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○商店街整備等支援事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）
○伝統的工芸品産業振興支援事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）
○地域伝統芸能等活用事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○事業継続力強化支援事業資金、経営発達支援事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）

（注5） 経営安定関連（法第2条第5項第6号に該当する特定中小企業者に係るものに限る。）に係るてん補率は、90%である。

（注6） 小規模事業者支援関連、経営革新等支援関連、農商工等連携支援関連、商店街活性化支援関連及び連携創業支援等関連の対象となる特定非営利活動法人は、法第2条第1項第6号に該当するものを除く。

（注7） 創業関連（産業競争力強化法第2条第31項第1号に規定する認定特定創業支援等事業により支援を受けた創業者に係るものに限る。）に係る対象企業者のうち、同法第2条第30項第1号又は第2号に掲げる創業を行おうとする個人の当該創業を行う計画期間は、六月以内である。

（注8） 創業関連（産業競争力強化法第129条第4項に該当する創業者に係るものに限る。）に係るてん補率は、90%である。

（注9） 地域経済牽引事業計画の承認申請時において特定事業者であって、計画の実施期間の終了までの間に特定事業者でなくなったものは、当該実施期間においては、特定事業者とみなす。

（注10） 経営承継借換関連の省令要件は、以下のとおりである。

1 経済産業大臣の認定を申請する日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表上の純資産額が零を超えること。

2 貸借対照表上の仕債及び借入金合計額から貸借対照表上の現金及び預貯金の合計額を控除して得た額を、認定申請日の属する事業年度の直前の事業年度の損益計算書の営業利益の額に減価償却費を加えた額で除して得た値が十以内であること。

（注11） 無担保保険、海外投資関係保険又は新事業開拓保険に係る保険関係（中小企業等経営強化法第22条第6項に規定する特例経営力向上関連、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第19条第3項に規定する特例地域経済牽引事業関連、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第13条第3項に規定する経営承継準備関連（同法第12条第1項第1号ハに該当する場合）及び同法第13条第6項に規定する経営承継借換関連を除く。）であって、中小企業者が中小企業信用保険法施行規則第4条の2に定める要件を備えている法人である場合にあっては、通常の保険料率にそれぞれ0.0625%を加えたものとする。

条件 特例(特例コード)	対 象 企 業 者	根 拠 法
中心市街地商業等 活性化関連 (44)	認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画若しくは特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に従って中小小売商業高度化事業を実施する中小企業者又は都市型新事業の用に供する施設を整備する事業（特定会社，一般社団法人又は一般財団法人が当該事業を実施する場合は，当該特定会社，当該一般社団法人又は一般財団法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業に限る。）を実施する中小企業者，特定会社，一般社団法人若しくは一般財団法人	「中心市街地の活性化に関する法律」（平成10年法律第92号）
中心市街地商業等 活性化支援 関連 (45)	認定を受けた特定民間中心市街地活性化事業計画又は特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に従って中小小売商業高度化支援等事業（特定会社，一般社団法人又は一般財団法人が自ら実施する都市型新事業の用に供する施設を整備する事業を除く。）を実施する特定会社，一般社団法人又は一般財団法人	
経営革新関連 (49)	承認を受けた経営革新計画に従って新事業活動を行うことにより経営の相当程度の向上を図る特定事業者（常時使用する従業員500人（小売業・サービス業300人，卸売業400人）以下の会社及び個人並びに中小企業等協同組合等であって特定事業を行うもの）	「中小企業等経営強化法」（平成11年法律第18号）
経営革新等 支援関連 (72)	認定経営革新等支援機関として認定を受けた一般社団法人，一般財団法人又は特定非営利活動法人（注6）であって，経営革新等支援業務を実施するもの	
経営力向上関連 (78)	認定を受けた経営力向上計画に従って経営力向上事業を行うことにより経営能力を強化し，経営の向上を図る特定事業者（常時使用する従業員500人（小売業・サービス業300人，卸売業400人）以下の会社及び個人並びに中小企業等協同組合等であって特定事業を行うもの）	
情報処理支援関連 (87)	情報処理支援機関として認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人	
社外高度人材 活用新事業分野 開拓関連 (91)	認定を受けた社外高度人材活用新事業分野開拓計画に従って社外高度人材活用新事業分野開拓事業を行う新規中小企業者等（中小企業者に限る。）	
事業継続力 強化関連 (92)	認定を受けた事業継続力強化計画に従って事業継続力強化を行う中小企業者	
連携事業継続力 強化関連 (93)	認定を受けた連携事業継続力強化計画に従って連携事業継続力強化を行う中小企業者	

対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率（年率） （注11）
○中小小売商業高度化事業資金、都市型新事業施設整備事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ただし、一般社団法人又は一般財団法人については、普通保険 2億円、無担保保険8,000万円	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○中心市街地商業等活性化支援資金 ○普通保険 4億円 無担保保険 1億6,000万円 ただし、一般分（特定会社）及び中心市街地商業等活性化関連 特例分（特定会社、一般社団法人又は一般財団法人）を含む。		普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%）
○経営革新事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓保険について3億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む。	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%） 海外投資関係 0.97% 新事業開拓 0.97% （担保（保証人の保証を除く。）を提供さ せない保証であってその合計額が5,000万 円以下の場合0.6%）
○経営革新等支援業務資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普 通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）
○経営力向上事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓保険について3億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む。	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%） 海外投資関係 0.97% 新事業開拓 0.97% （担保（保証人の保証を除く。）を提供さ せない保証であってその合計額が5,000万 円以下の場合0.6%）
○情報処理支援業務実施資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普 通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）
○社外高度人材活用新事業分野開拓資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓保険について3億円 ただし、一般分、他の特例分を含む。	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%） 海外投資関係 0.97% 新事業開拓 0.97% （担保（保証人の保証を除く。）を提供さ せない保証であってその合計額が5,000万 円以下の場合0.6%）
○事業継続力強化資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○海外投資関係保険 4億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む。 ○新事業開拓保険 3億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む。		
○連携事業継続力強化資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓保険について3億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む。		

条件 特例(特例コード)	対 象 企 業 者	根 拠 法
特定連携 事業継続力 強化関連 (97)	認定を受けた連携事業継続力強化計画に従って中小企業者と共同で連携事業継続力強化を行う中小企業者以外の事業者であって、資本金の額若しくは出資の総額が10億円以下の会社、医業を主たる事業とする法人及び歯科医業を主たる事業とする法人又は常時使用する従業員の数が2,000人以下の会社、医業を主たる事業とする法人、歯科医業を主たる事業とする法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び個人	「中小企業等経営強化法」(平成11年法律第18号)
先端設備等 導入関連 (86)	認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等導入を行う中小企業者	
特定新技術 事業活動関連 (47)	指定補助金等に係る成果を利用した事業活動を行う中小企業者	「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成20年法律第63号)
周辺地域整備関連 (56)	同意を得た利便性向上等事業計画に基づく事業を行う者として認定を受けた中小企業者	「発電用施設周辺地域整備法」(昭和49年法律第78号)
下請振興関連 (57)	承認を受けた振興事業計画に従って振興事業を実施する下請事業者たる中小企業者	
特定下請連携 事業関連 (74)	認定を受けた特定下請連携事業計画に従って特定下請連携事業を行う中小企業者	「下請中小企業振興法」(昭和45年法律第145号)
下請中小企業 取引機会創出 事業関連 (98)	下請中小企業取引機会創出事業者として認定を受けた中小企業者	
流通業務総合 効率化関連 (59)	認定を受けた総合効率化計画に基づき二以上の者が連携して、流通業務の総合化を図るとともに、流通業務の効率化を図る事業(当該事業の用に供する特定流通業務施設の整備を行う事業を含む。)であって、物資の流通に伴う環境への負荷の低減に資するとともに、流通業務の省力化を伴う事業を行う中小企業者	「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」(平成17年法律第85号)
地域経済牽引 事業関連 (79)	承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を行う特定事業者(常時使用する従業員500人(小売業・サービス業300人、卸売業400人)以下の会社、個人及び特定非営利活動法人並びに中小企業等協同組合等であって特定事業を行うもの)(注9)	「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」(平成19年法律第40号)
地域経済牽引 支援関連 (80)	承認を受けた連携支援計画に従って連携支援事業を行う一般社団法人又は一般財団法人	

対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率（年率） （注11）
○連携事業継続力強化資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円 ただし、他の一般分（中小企業者として利用した一般分）を含む。	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.25%から1.69% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.21%から1.44%）
○先端設備等導入資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○指定補助金等成果利用事業資金 ○新事業開拓保険 3億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む。	80%	新事業開拓 0.97% （担保（保証人の保証を除く。）を提供させない保証であってその合計額が7,000万円以下の場合0.6%。ただし、担保（保証人（法人の代表者を除く。）の保証を含む。）を提供させない保証であってその合計額が2,000万円以下の場合1.0%）
○周辺地域整備事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○新事業開拓保険 3億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む。	普通 70% 無担保 80% 特別小口 80% 新事業開拓 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%） 特別小口 0.4% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.34%） 新事業開拓 0.97% （担保（保証人の保証を除く。）を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%）
○振興事業資金 ○普通・無担保・特別小口・流動資産担保保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%） 流動資産担保 0.29%
○特定下請連携事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○新事業開拓保険 4億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む。		普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○下請中小企業取引機会創出事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○新事業開拓保険 3億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む。		新事業開拓 0.97% （担保（保証人の保証を除く。）を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%）
○流通業務総合効率化事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○地域経済牽引事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○連携支援事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）

条件 特例（特例コード）	対 象 企 業 者	根 拠 法
農工商等連携 事業関連 (65)	認定を受けた農工商等連携事業計画に従って農工商等連携事業を行う中小企業者	「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」（平成20年法律第38号）
農工商等連携 支援関連 (66)	一般社団法人，一般財団法人又は特定非営利活動法人（注6）であって，認定を受けた農工商等連携支援事業計画に従って農工商等連携支援事業を行うもの	
経営承継関連 (67)	経営の承継又は他の個人である中小企業者が営んでいた事業の経営の承継に伴い，事業活動の継続に支障が生じていることについて，認定を受けた中小企業者	「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（平成20年法律第33号）
特定経営承継関連 (82)	経営の承継に伴い，事業活動の継続に支障が生じていることについて，認定を受けた中小企業者の代表者	
経営承継準備関連 (88)	他の中小企業者の経営の承継を行うため，当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであることについて，認定を受けた中小企業者	
特定経営承継 準備関連 (89)	他の中小企業者の経営の承継を行うため，当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであることについて，認定を受けた事業を営んでいない個人	
経営承継借換関連 (96)	金融機関からの借入れによる債務を保証していることにより，事業活動の継続に支障が生じていることについて，認定を受けた中小企業者（注10）	
商店街活性化 事業関連 (69)	認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を行う商店街振興組合等又はその組合員若しくは所属員である中小企業者	「商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律」（平成21年法律第80号）
商店街活性化 支援関連 (70)	一般社団法人，一般財団法人又は特定非営利活動法人（注6）であって，認定を受けた商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を行うもの	
東日本大震災 復興緊急 (71)	政令で定める特定被災区域内に事業所を有する中小企業者であって，東日本大震災により著しい被害を受けたもので政令で定めるもの	「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」（平成23年法律第40号）

対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率（年率） （注11）
○農工商等連携事業資金 ○普通・無担保・特別小口・流動資産担保保険について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓保険について4億円（組合6億円） ただし、一般分、他の特例分を含む。	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%） 流動資産担保 0.29% 海外投資関係 0.97% 新事業開拓 0.97% （担保（保証人の保証を除く。）を提供させない保証であってその合計額が5,000万円以下の場合0.6%）
○農工商等連携支援事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）
○経営承継資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	普通 70% 無担保 80% 特別小口 80%	普通・無担保 0.25%から1.69% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.21%から1.44%） 特別小口 0.4% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.34%）
○経営承継資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円 特別小口保険 2,000万円		
○経営承継資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠		
○経営承継資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）
○経営承継借換資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	普通 70% 無担保 80% 特別小口 80%	普通・無担保 0.25%から1.69% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.21%から1.44%） （経済産業省の委託又はその委託を受けた者の再委託を受けて事業の承継に対する支援に係る事業を行う者から事業の承継に係る計画及び財務内容その他の経営の状況の確認を受けた場合のもの 0.1%から0.86%） 特別小口 0.4% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.34%）
○商店街活性化事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○商店街活性化支援事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）
○再建その他の経営安定資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ただし、災害関係特例分（東日本大震災及び危機関連の対象となった災害に係るものに限る。）、経営安定関連特例分、危機関連特例分及び本特例分と合算で、普通保険4億円（組合8億円）、無担保保険1億6,000万円、特別小口保険4,000万円	90%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）

条件 特例(特例コード)	対 象 企 業 者	根 拠 法
情報提供 支援関連 (73)	認定情報提供機関として認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人であって、情報提供業務を実施するもの	「中小企業支援法」(昭和38年法律第147号)
事業再生 円滑化関連 (64)	特定認証紛争解決手続、認定支援機関による支援又は独立行政法人中小企業基盤整備機構による支援により事業再生を図る中小企業者	
事業再生計画 実施関連 (75)	独立行政法人中小企業基盤整備機構又は認定支援機関による指導若しくは助言を受けて作成した事業再生の計画(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。)その他経済産業省令で定める事業再生の計画に従って、事業再生を図る中小企業者	
創業関連 (51)	事業を営んでいない個人であって、一月以内に新たに事業を開始する具体的な計画若しくは二月以内に新たに会社を設立する具体的な計画を有するもの又は会社であって、自らの事業の全部若しくは一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立する具体的な計画を有するもの又は事業を開始した日若しくは設立の日以後5年未満の中小企業者(注7)又は事業の譲渡により事業の全部若しくは一部を会社設立創業者が新たに設立した会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していない当該会社	「産業競争力強化法」(平成25年法律第98号)
連携創業 支援等関連 (76)	市町村が作成し認定を受けた創業支援等事業計画に従って当該市町村と連携して創業支援等事業を実施する一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人(注6)	
特定信用状関連 (63)	外国法人与経営を実質的に支配していると認められる関係を有する中小企業者	
特定中小企業 再生支援関連 (55)	支援機関として認定を受けた者であって、特定中小企業再生支援事業を実施するもの	
技術等情報 漏えい防止 措置関連 (90)	技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲を中小企業者に対して行うものに限定して認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人	
商店街活性化 促進事業関連 (83)	計画区域における商店街活性化促進事業に関する基本的な方針に適合する事業のうち、特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとする者として認定を受けた中小企業者	「地域再生法」(平成17年法律第24号)
情報処理システム 運用・管理関連 (94)	情報処理システムの運用及び管理に関する取組の実施の状況が優良な事業者として認定を受けた中小企業者	「情報処理の促進に関する法律」(昭和45年法律第90号)
特定高度情報 通信技術活用 システム開発 供給等関連 (95)	認定を受けた特定高度情報通信技術活用システムの開発供給計画、導入計画又は特定半導体生産施設整備等計画に従って当該システムの開発供給、導入や特定半導体生産施設整備等を行う中小企業者	「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」(令和2年法律第37号)

対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率（年率） （注11）
○情報提供業務資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普 通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）
○事業再生資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 1.69% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 1.44%） 特別小口 0.4% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.34%）
○事業再生資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠		普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○創業等事業資金 ○無担保保険 3,500万円 ただし、一般分、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号）による改正前の中小企業等経営強化法に規定する創業等関連分及び本特例分に係る無担保保険の合計額が8,000万円以下	80% （注8）	無担保 0.29% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.25%）
○創業支援等事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普 通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）
○特定信用状発行契約に基づく債務（外国関係法人の借入金であって、当該中小企業者の事業の振興に必要な資金に係るものに限る。） ○普通保険について限度額別枠	80%	普通 0.25%から1.69% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.21%から1.44%）
○特定中小企業再生支援事業資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普 通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）
○技術等情報漏えい防止措置認証業務実施資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円		
○商店街活性化促進事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○情報処理システム運用・管理資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）
○特定高度情報通信技術活用システム開発供給等資金、特定半導体生産施設整備等資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%）

条件 特例(特例コード)	対 象 企 業 者	根 拠 法
観光地形成 促進関連 (A1)	認定を受けた観光地形成促進措置実施計画に従って観光地形成促進措置を実施する中小企業者	「沖縄振興特別措置法」 (平成14年法律第14号)
情報通信産業 振興関連 (A2)	認定を受けた情報通信産業振興措置実施計画に従って情報通信産業振興措置を実施する中小企業者又は情報通信産業振興計画に定められた情報通信産業特別地区の区域内に本店若しくは主たる事務所を有し、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当することについて、認定を受けた特定情報通信事業を行う中小企業者（法人に限る。）	
産業高度化・ 事業革新関連 (A3)	認定を受けた産業高度化・事業革新措置実施計画に従って産業高度化・事業革新措置を実施する中小企業者	
国際物流拠点 産業集積関連 (A4)	認定を受けた国際物流拠点産業集積措置実施計画に従って国際物流拠点産業集積措置を実施する中小企業者又は国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域の区域内に本店若しくは主たる事務所を有し、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当することについて、認定を受けた特定国際物流拠点事業を行う中小企業者（法人に限る。）	
経済金融 活性化関連 (A5)	認定を受けた経済金融活性化措置実施計画に従って経済金融活性化措置を実施する中小企業者又は経済金融活性化特別地区の区域内に本店若しくは主たる事務所を有し、常時使用する従業員の数が政令で定める数以上であることその他政令で定める要件に該当することについて、認定を受けた特定経済金融活性化事業を行う中小企業者（法人に限る。）	
農林水産物・ 食品輸出促進 支援関連 (A6)	認定農林水産物・食品輸出促進団体として認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人であって、輸出促進業務を実施するもの	「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」（令和元年法律第57号）
供給確保関連 (A7)	認定を受けた供給確保計画に従って行われる特定重要物資等の安定供給確保のための取組に関する事業を行う中小企業者	「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和4年法律第43号）

対象資金及び付保限度	てん補率	適用種別及び保険料率（年率） （注11）
○観光地形成促進措置実施資金 ○普通・無担保保険について限度額別枠	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%）
○情報通信産業振興措置実施資金，特定情報通信事業資金 ○普通・無担保保険について限度額別枠		
○産業高度化・事業革新措置実施資金 ○普通・無担保保険について限度額別枠		
○国際物流拠点産業集積措置実施資金，特定国際物流拠点事業資金 ○普通・無担保保険について限度額別枠		
○経済金融活性化措置実施資金，特定経済金融活性化事業資金 ○普通・無担保保険について限度額別枠		
○輸出促進業務資金 ○普通保険 2億円 無担保保険 8,000万円	普通 70% 無担保 80%	普通・無担保 0.97% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.82%）
○供給確保事業資金 ○普通・無担保・特別小口保険について限度額別枠 ○海外投資関係・新事業開拓保険について3億円（組合6億円） ただし，一般分，他の特例分を含む。	80%	普通・無担保 0.41% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.35%） 特別小口 0.19% （手形割引等特殊・当座貸越特殊 0.15%） 海外投資関係 0.97% 新事業開拓 0.97% （担保（保証人の保証を除く。）を提供 せない保証であってその合計額が5,000万 円以下の場合0.6%）

B 保険融資業務

保険融資業務は、信用保証協会に対し、保証債務額の増大のために必要な原資となるべき資金（長期資金）及び保証債務の履行を円滑にするために必要な資金（短期資金）の貸付を行うものである（現在、協会の業務運営に支障が生ずる場合を除き新規の貸付を停止している）。

C 機械保険経過業務

「機械類信用保険法」の廃止に伴い、平成15年度からは機械類信用保険の新規の引受を停止し、回収金の収受等の業務（機械保険経過業務）を引き続き行っている。なお、既に成立している保険関係に係る保険金の支払は、令和4年度にて全て終了した。

D 破綻金融機関等関連特別保険等業務

「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法」に基づくもので、信用保証協会が行う破綻金融機関の取引先である中堅事業者に対する債務の保証につき信用保険を行い、中堅事業者の信用の収縮を防止することを目的としている。保険の種類としては、破綻金融機関等関連特別保険と破綻金融機関等関連特別無担保保険の2種類がある。

(ハ) 現状及び業務概況

A 現状

経営安定関連保証等に係る保険引受により、厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者の資金繰り支援を行い、セーフティネット機能を的確に発揮している。

また、東日本大震災や、台風などの自然災害に対する災害関係保証等に係る保険引受により、被災地域の復興に向けた支援に取り組んでいる。

成長戦略分野等への対応については、引き続き、創業関連特例を通じた創業支援、経営力強化保証に係る保険引受などを通じた経営支援、事業再生計画実施関連特例等を通じた再生支援及び特定経営承継関連特例等を通じた事業承継支援に努めるほか、NPO法人に係る保険引受を行っている。

こうした取組みに当たっては、保険業務推進室を中心に、全国51の信用保証協会と意見・情報の交換を積極的に行い、中小企業・小規模事業者のニーズの把握に努めるとともに、信用保証協会に対して支援の強化を働きかけている。

B 業務概況

(A) 中小企業信用保険業務

令和5年度の中小企業信用保険業務についてみると、まず保険引受の前提となる保証承諾は9兆9,983億円となり、これを受け、保険引受実績は9兆5,551億円となった。保険金の支払は3,850億円、回収金は667億円となった。

(B) 保険融資業務

令和5年度の貸付実績はない。

(C) 機械保険経過業務

令和5年度の回収金は41百万円となった。

(D) 破綻金融機関等関連特別保険等業務

令和5年度の保険引受、保険金の支払実績はない。回収金は262千円となった。

(v) 危機対応円滑化業務

イ 業務開始の経緯

平成18年6月27日、政策金融改革推進本部及び行政改革推進本部は「政策金融改革に係る制度設計」を決定し、同制度設計の中で、危機対応に関する方針が示された。

危機対応の在り方については、政府は、危機に関する必要な金融が円滑に講じられるよう、政策としての機動性や実効性の確保を基本的視点として、体制を整備することとされた。また、新政策金融機関において、今回政策金融機能の限定により政策金融として対応できなくなった危機に関する金融のうち、新政策金融機関の業務のみでは適切に対応することができない手形割引による資金融通その他の短期資金の供給、社会基盤整備に係る資金供給等必要なものについて、政府は完全民営化機関（商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行）をはじめ希望する民間金融機関の業務による適切かつ円滑な対応が行われるよう、措置を講ずることとされた。その他、危機対応に当たっては、その発動の要件や危機の状況に応じた措置の内容の明確化を図るとともに、政策コストの最小化等に配慮すること、完全民営化機関を含む民間金融機関の活用に当たっては、イコールフットINGの確保やモラルハザードの防止にも留意することも合わせて示された。

同制度設計では、危機対応における関係金融機関の役割も明示された。政府は、新政策金融機関の業務のみでは適切に対応することができない手形割引による資金融通その他短期資金の供給、社会基盤整備に係る資金供給等の危機に関する必要な金融業務を的確に実施できる民間金融機関を、その自主的な申請に基づき予め指定することとし、危機対応の開始の決定に伴い、指定金融機関は、政府の適切な指導・監督の下、危機対応業務を実施することとされた。また、政府は指定金融機関に対する指導・監督を行うに当たっては、民間金融機関のリスク管理に基づく経営判断を極力尊重するものとされた。その他、完全民営化機関については、その政策金融機関として培った経営資源等を有効活用する観点から、移行期においては、指定金融機関とみなすものとし、完全民営化後も原則として指定金融機関であることを継続することが示された。さらに、政府は、指定金融機関の危機対応業務の実施に際して、必要なリスク補完や資金供給等の措置を講じてその経営の健全性に悪影響を生じないようにし、新政策金融機関は、政府の決定に従い、指定金融機関に対して、部分保証等のリスク補完や低利貸付等の資金供給などの業務を行うことができることが示された。

同制度設計の方針に基づき、平成19年5月25日に施行された公庫法において、危機対応円滑化業務の目的や同業

務の範囲等、危機対応関係業務の規定が盛り込まれた。また、公庫法制定に際し、危機対応体制については、新公庫における機動的な対応及び完全民営化機関をはじめとする民間の指定金融機関の機能やノウハウの積極的活用により、これまで商工組合中央金庫、日本政策投資銀行等の政策金融機関が行ってきた危機対応と同水準の条件及び範囲の危機対応が確保され、危機時に必要な所に資金が円滑に供給されるよう必要かつ十分な財政措置等を講ずること等制度の運用に万全を尽くすこと、指定金融機関が的確に危機対応を行い得るよう、金融監督行政において十分に配慮し、柔軟性を持った対応を行うことが附帯決議された。

公庫法では、危機対応円滑化業務実施方針を定めること、指定金融機関との間で協定を締結することが定められており、同法に基づき当業務の設立準備が行われ、平成20年10月1日の日本公庫設立と同時に、当業務を開始した。

なお、平成27年5月の「株式会社商工組合中央金庫法」（平成19年法律第74号）及び「株式会社日本政策投資銀行法」（平成19年法律第85号）の改正により、危機対応業務を実施する民間金融機関が存在しない状況等を勘案し、当分の間、商工組合中央金庫及び日本政策投資銀行が危機対応業務を実施することを「責務」として規定した。

ロ 目的及び業務内容

当業務は、公庫法第1条に規定されているように「内外の金融秩序の混乱又は大規模な災害、テロリズム若しくは感染症等による被害に対処するために必要な金融が銀行その他の金融機関により迅速かつ円滑に行われること」を目的とする業務である。

当業務の業務内容は次のとおり。

(イ) ツーステップ・ローン

日本公庫が財政融資資金の借入れ等により調達した資金を指定金融機関に対し貸付けするもの。

(ロ) 損害担保

日本公庫が指定金融機関の行う貸付け等に損失が発生した場合において、一定割合の補填を行うもの。

(ハ) 利子補給

日本公庫による信用供与を受けて指定金融機関が行った貸付け等について、日本公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの。

ハ 現状

令和2年以降の新型コロナウイルス感染拡大の影響により、企業の資金繰りは大変厳しい状況となったため、「新型コロナウイルスに関する緊急対応策第2弾」により、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」が危機認定され、指定金融機関を通じた実質無利子・無担保融資等の措置が含まれた。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、危機対応業務のメニューに資本性劣後ローンの追加や飲食・宿泊事業者等への支援メニューの拡充、中小企業向け資本性劣後ローンに係る融資期間の拡充等の措置が講じ

られた。

その後、「中小企業活性化パッケージNEXT」（令和4年9月8日）において、令和4年9月末をもって、「新型コロナウイルス感染症に関する事案」の危機認定を終了することとされた。これ以降、令和6年12月現在、危機認定されている事案はない。

(vi) 特定事業等促進円滑化業務

イ 業務開始の経緯

特定の政策的要請に沿った個別法を根拠に長期・大規模案件（当該政策的要請に沿った取組を進める事業者向け）に資金供給等を行う制度として、平成22年の「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律」（平成22年法律第38号。以下「低炭素投資促進法」という。）に基づく金融支援措置が創設された。以後、公庫の業務の特例として、下記の業務が各法律に基づき措置されている。

(イ) 特定事業促進円滑化業務

平成22年8月16日に施行された低炭素投資促進法に基づき、特定事業促進円滑化業務を開始。

(ロ) 事業再編促進円滑化業務及び事業適応促進円滑化業務

平成26年1月20日に施行された「産業競争力強化法」（平成25年法律第98号）に基づき、事業再編促進円滑化業務を開始（平成26年1月20日付けで「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」（平成11年法律第131号。平成23年7月1日改正法施行。）が廃止されるまでは、同法に基づく事業再構築等促進円滑化業務）。

また、令和3年8月2日に産業競争力強化法が改正され、事業適応促進円滑化業務を開始。

(ハ) 開発供給等促進円滑化業務

令和2年8月31日に施行された「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」（令和2年法律第37号）に基づき、開発供給等促進円滑化業務を開始。

(ニ) 導入促進円滑化業務

令和3年8月20日に改正された「海上運送法」（昭和24年法律第187号）に基づき、導入促進円滑化業務を開始。

(ホ) 事業基盤強化促進円滑化業務

令和3年8月20日に改正された「造船法」（昭和25年法律第129号）に基づき、事業基盤強化促進円滑化業務を開始。

(ヘ) 供給確保促進円滑化業務

令和4年8月1日に施行された「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和4年法律第43号）に基づき、供給確保促進円滑化業務を開始。

ロ 目的

(イ) 特定事業促進円滑化業務

当業務は、低炭素投資促進法第1条に規定されているように「内外におけるエネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化に伴い、エネルギー環境適合製品を開発し、及び製造する事業の重要性が増大していることにかんがみ、これらの事業の実施に必要な資金の調達円滑化に関する措置…を講ずることにより、当該事業の促進を図り、もって我が国産業の振興を通じて国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的とする業務である。

(ロ) 事業再編促進円滑化業務及び事業適応促進円滑化業務

当業務は、産業競争力強化法第1条に規定されているように「我が国経済を再興すべく、我が国の産業を中長期にわたる低迷の状態から脱却させ、持続的発展の軌道に乗せるためには、経済社会情勢の変化に対応して、産業競争力を強化することが重要であることに鑑み、…産業活動における新陳代謝の活性化を促進するための措置…を講じ、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的とする業務である。

(ハ) 開発供給等促進円滑化業務

当業務は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第1条に規定されているように「情報通信技術の分野における技術革新の進展及び我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に伴い、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等がサイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われる…ことが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、…特定高度情報通信技術活用システムの普及を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展並びに我が国の安全保障に寄与すること」を目的とする業務である。

(ニ) 導入促進円滑化業務

当業務は、海上運送法第1条に規定されているように「海上運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするることにより、輸送の安全を確保し、海上運送の利用者の利益を保護するとともに、海上運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進すること」を目的とする業務である。

(ホ) 事業基盤強化促進円滑化業務

当業務は、造船法第1条に規定されているように「我が国の造船に関する事業が我が国の安定的な海上輸送の確保及び海洋の安全保障に貢献し、並びに地域の経済の活性化に寄与していることに鑑み、…造船技術の向上を図り、あわせて造船に関する事業の円滑な運営を期するとともに、…造船に関する事業の健全な発展を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的とする業務である。

(ヘ) 供給確保促進円滑化業務

当業務は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第1条に規定されているように「国際情勢の複雑化、社会経済構造の変化等に伴い、安全保障を確保するためには、経済活動に関して行われる国家及び国民の安全を害する行為を未然に防止する重要性が増大していることに鑑み、…安全保障の確保に関する経済施策を総合的かつ効果的に推進すること」を目的とする業務である。

ハ 業務内容

(イ) ツーステップ・ローン

日本公庫が財政融資資金の借入れにより調達した資金を指定金融機関に対し貸付けするもの。

(ロ) 利子補給（事業適応促進円滑化業務のみ）

産業競争力強化法に基づき、指定金融機関が事業適応計画（エネルギー利用環境負荷低減事業適応のみ）の認定を受けた事業者に対して行う貸付けについて、指定金融機関が利下げを行う原資として、日本公庫が指定金融機関に対し利子補給金を支給するもの。